

( 案 )

THE SECOND ENVIRONMENTAL BASIC PLAN OF SABAE CITY

# 第2期 鯖江市環境基本計画

～ 環境負荷ゼロの持続可能なまちさばえ ～



令和8年3月 鯖江市



## はじめに

私たちのふるさと鯖江は、四季豊かな自然環境に恵まれ、眼鏡・繊維・漆器をはじめとする地場産業や地域文化とともに、市民の皆様が長年大切に守り育ててきたまちです。しかし近年、地球温暖化の進行、資源消費の拡大、廃棄物の増加、生態系の変化など、持続可能な社会の実現に向けて解決すべき環境課題はますます複雑化しています。

本市では、2000年（平成12年）に2025年を見据え、初めて鯖江市環境基本計画を策定して以来、25年にわたり、情勢の変化に対応しながら計画の改定を重ね、施策を推進してきました。このたび、前回の計画期間が満了することから、本市として新たに第2期鯖江市環境基本計画を策定するものです。

この間、環境を取り巻く社会情勢には大きな変化がありました。国際的には、パリ協定やIPCC報告書を受けて脱炭素の潮流が加速し、国は2050年カーボンニュートラルを宣言しました。本市においても2021年5月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2023年にはその実現に向けた道筋を示す「鯖江市脱炭素ロードマップ」を策定し、取り組んできたところです。また「COOL CHOICE宣言」や「SDGsさばえ宣言」といった本市の理念とも連動し、環境施策を展開しています。

さらに、2024年春には北陸新幹線が敦賀まで延伸し、鯖江を取り巻く社会経済環境は新たな段階に入りました。交流人口の拡大や地域産業の発展が期待される一方で、環境負荷を抑えながら魅力ある地域を創り出す視点がより重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活様式や働き方は大きく変革しました。「安全・安心」「環境と健康」といった価値観に対する意識も高まっており、環境施策の方向性にも新たな視点が求められています。

こうした情勢を踏まえ、本計画は旧計画の理念と枠組みを継承しつつ、新たな社会情勢や地域特性、脱炭素・循環型社会の実現に向けた方向性を位置づけるものです。持続可能で安心して暮らし続けられる鯖江の未来を築くため、本計画の推進に皆様のご理解とご協力、そして積極的なご参加をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご審議とご助言をいただいた環境審議会・環境まちづくり委員会の皆様、ならびにご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

鯖江市長 佐々木 勝久

# 目 次

第1章	計画の概要	
1.	計画の背景と趣旨	1
2.	取り組む環境の範囲	4
3.	計画の体系	5
4.	計画の基本方針	7
5.	環境と産業の共存・共生	8
第2章	環境の現状と課題	
1.	鯖江市の概要	9
	(1) 位置・地勢	9
	(2) 総人口	9
	(3) 世帯当たり人口	10
2.	産業・経済動向	10
	(1) 農林業および商業	10
	(2) 工業	10
	(3) 「ものづくり」の発展に向けて	11
3.	環境に対する市民意識	12
	(1) 環境に関するアンケートの概要	12
	(2) アンケート回答から見た市民の意見	12
4.	環境特性と課題	15
	(1) 地球環境	15
	(2) 資源循環	20
	(3) 自然環境	23
	(4) 生活環境	25
	(5) 地域の環境資源	27
	(6) 市民協働と環境学習	33
第3章	施策の目標	
1.	削減目標と保全目標	36
1-1	目標項目の設定	36
1-2	推進項目と目指すべき環境水準	38
	(1) CO <sub>2</sub> 排出量削減	38
	(2) ごみの減量化	39
	(3) ごみの資源化率向上	40
	(4) 生物多様性の保全	41
	(5) 景観の保全	42
	(6) きれいな水や空気の保全	43
	(7) 安全安心なまちづくり	44

2.	行動目標	45
2-1	目標項目の設定	45
2-2	推進項目と目指すべき環境水準	46
	(1) 市民協働のまち	46
	(2) 環境市民のまち	47
第4章	計画の推進	
1.	推進体制	48
2.	主体別行動目標	49
	(1) 市民	49
	(2) 市民団体	49
	(3) 事業者	49
	(4) 行政	49
3.	計画推進に向けて	51
	(1) 環境まちづくり委員会	51
	(2) 鯖江市環境教育支援センター（エコネットさばえ）	53
第5章	資料（環境に関するアンケート）	
1.	アンケートの概要	58
2.	アンケートの結果	58
	(1) 市民全体向けアンケート	58
	(2) 小学生向けアンケート	64
付録	鯖江市環境基本条例	

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の背景と趣旨

### ■ 計画の経緯および趣旨、期間

鯖江市環境基本計画（以下「旧計画」という。）は2000年（平成12年）の策定以降、社会情勢や環境を取り巻く状況の変化に対応するため改定されながら、25年にわたり本市の環境施策の礎となってきました。その結果、鯖江市環境教育支援センター（エコネットさばえ）を拠点とした環境まちづくり委員会の活動をはじめ、市民主体による環境保全活動が市内に定着するとともに、環境に配慮した行動を実践する環境市民の育成が進み、次世代へと取組を継承していく基盤が形成されました。こうした旧計画の成果や社会情勢を踏まえ、また2025年度（令和7年度）をもって計画期間満了を迎えることから、本市では第2期鯖江市環境基本計画（以下「本計画」という。）を新たに策定し、2026年度（令和8年度）から2040年度（令和22年度）までの15年間の計画期間として、総合的、計画的に環境施策を推進していきます。なお、本計画は、環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ■ 取り巻く状況と「2050ゼロカーボンシティさばえ」

パリ協定（2015年）の採択やIPCC「1.5℃特別報告」（2018年）を受け、2020年、国は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言しました。本市においても、2021年5月に『めがねのまちさばえゼロカーボンシティ宣言』を行い、その取組の推進と「2050ゼロカーボンシティさばえ」を目指し、「鯖江市脱炭素ロードマップ」を策定しました。このロードマップは2050年度までに本市におけるCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ（排出量＝吸収量）を目指すものです。

### ■ 『鯖江市COOL CHOICE宣言』と『SDGsさばえ宣言』

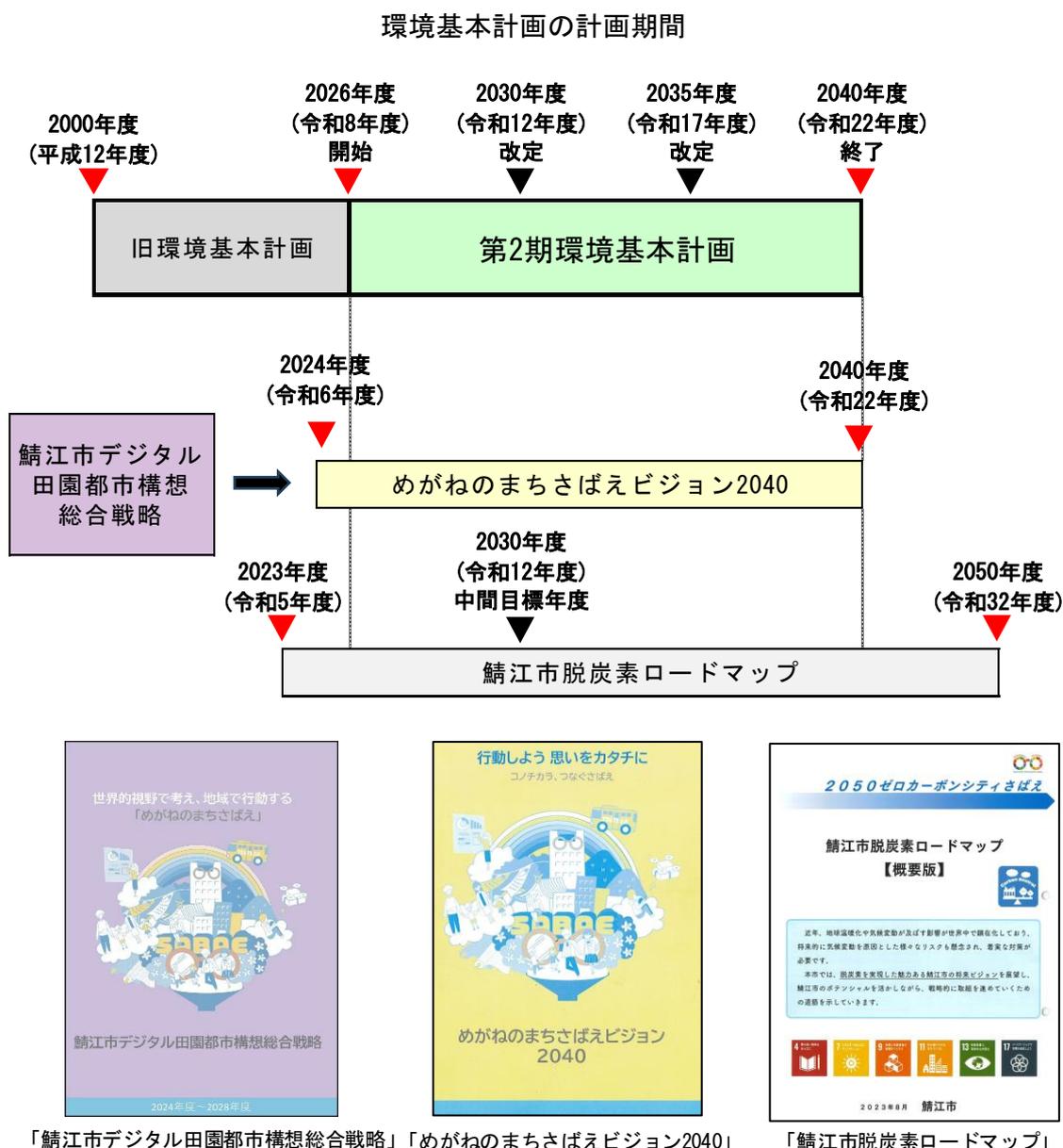
本市は、地球温暖化対策として日常生活や事業活動における行動変容を促す国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、2019年4月に『鯖江市COOL CHOICE宣言』を表明しました。また、女性参画をはじめとした先進的な取組が評価され、2019年7月に「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選ばれました。2020年4月には「持続可能な地域モデルめがねのまちさばえ」の確立のため『SDGsさばえ宣言』を行いました。

これら2つの宣言は、本市における環境施策の推進に関わる不可欠な要素となっています。

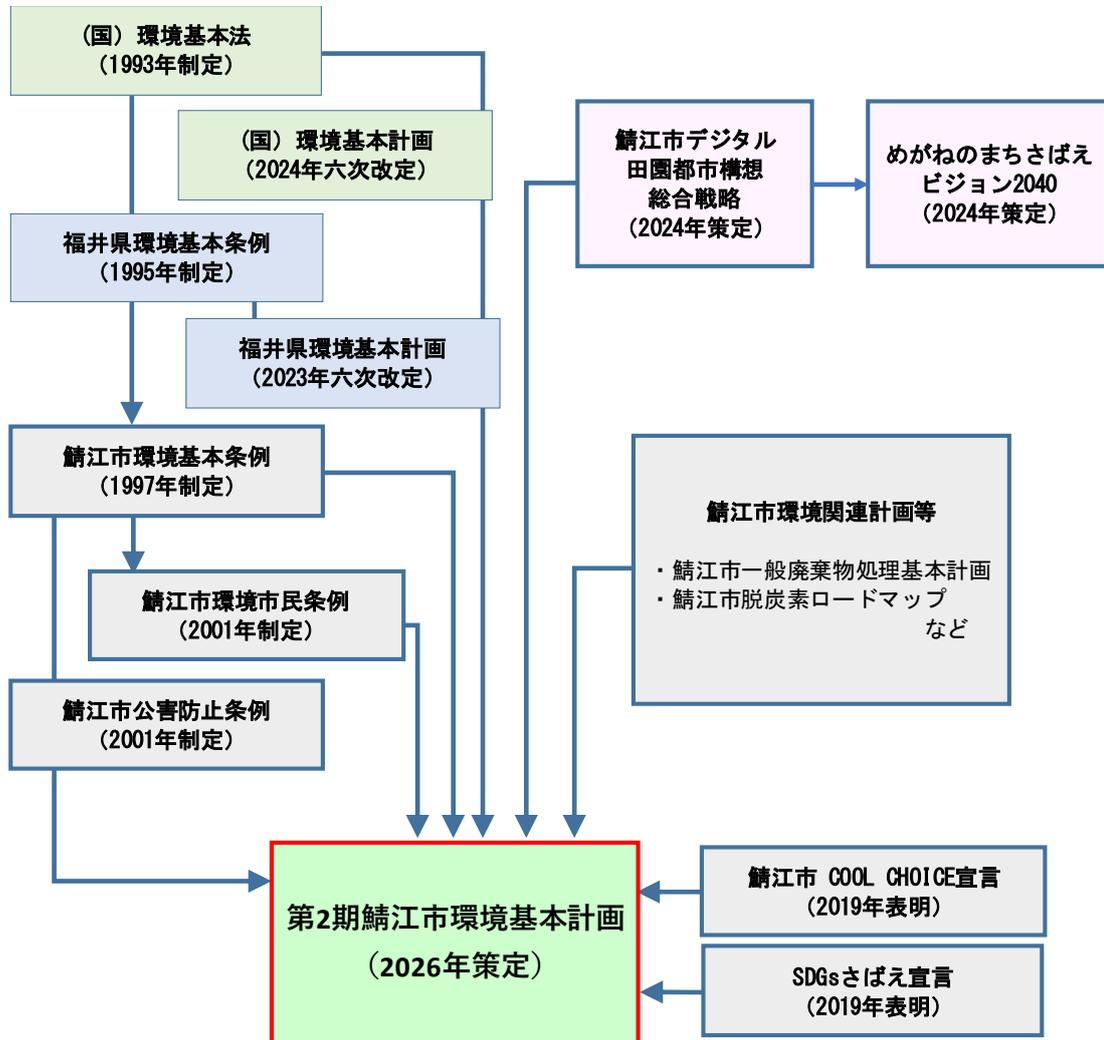
## ■ 関連法・計画との整合

本計画は、「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」を上位計画として、整合を図りながら策定しました。あわせて、本市の将来像やまちづくりの考え方を示す「めがねのまちさばえビジョン2040」に掲げられた理念や2040年を見据えた方向性を踏まえ、環境分野における取組を体系的に整理するため、計画期間を2040年までとしています。

また、国の第六次環境基本計画や、2023年3月に改定された福井県環境基本計画の趣旨、並びに関連条例・計画等を踏まえています。



## 環境基本計画の位置づけ

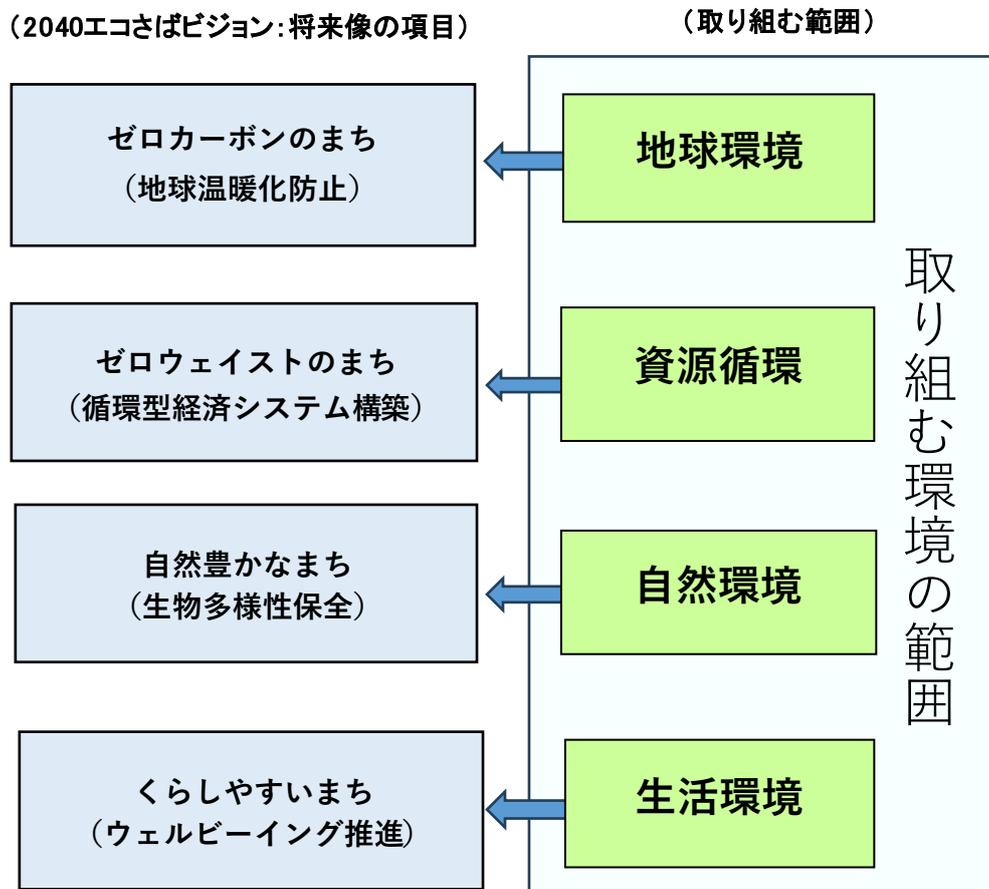


環境基本計画はその上位に位置づけされる国や県の法律、条例、計画等と整合が取れたものとして、あわせて、本市における条例、上位計画、関連計画、宣言等と整合の取れたものとして位置づけられます。

## 2. 取り組む環境の範囲

本計画において取り組む環境の範囲は、「地球環境」「資源循環」「自然環境」「生活環境」とします。それぞれの分野は2040エコさばビジョン：将来像の各項目へとつながります。

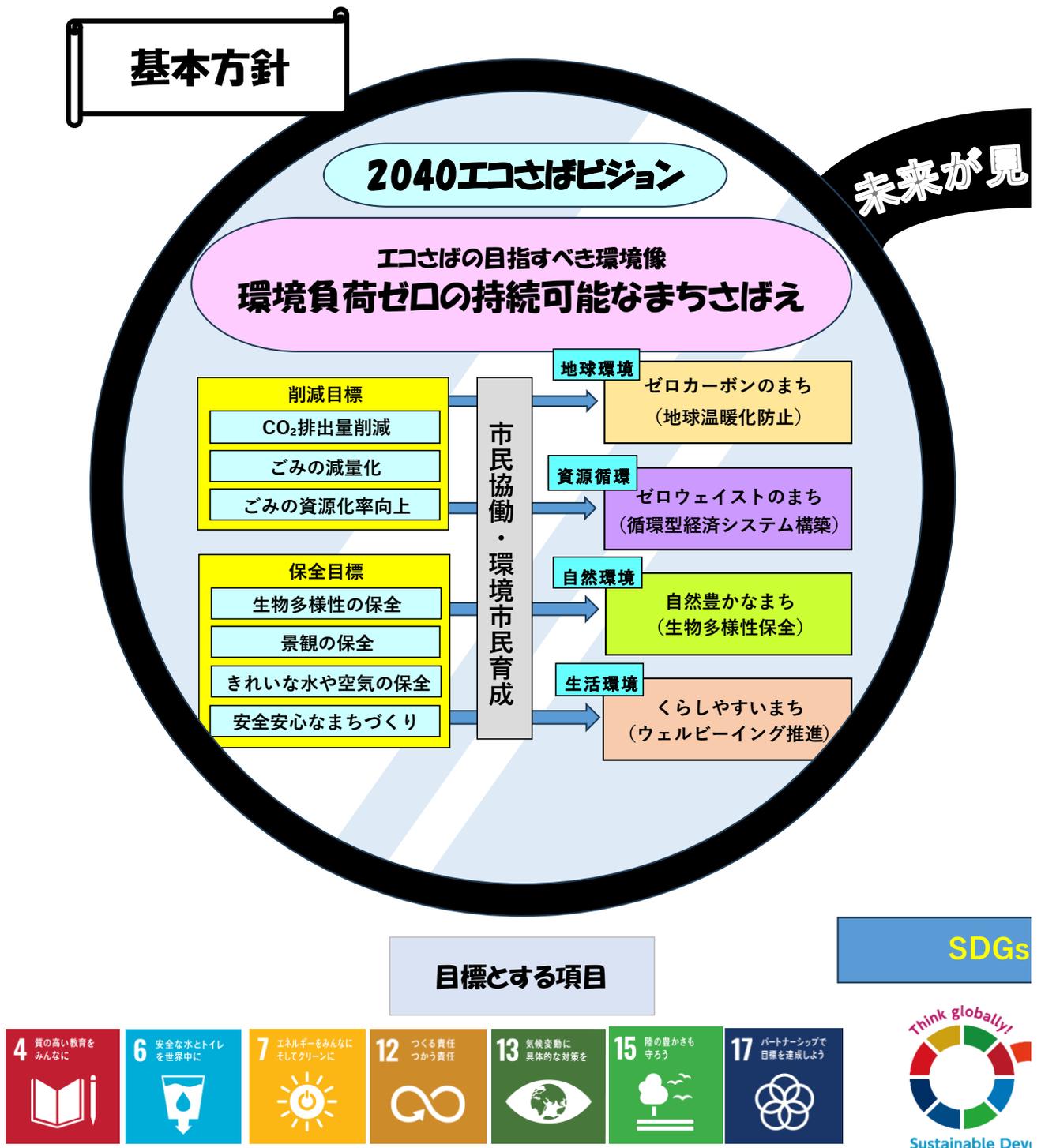
### 取り組む環境の範囲



### 3. 計画の体系

1. 「未来が見えるめがね」には、左に本計画の基本方針である2040エコさばビジョン、右にその将来像を示しています。
2. 本市は2019年7月に「SDGsさばえ宣言」を行いました。SDGsは本計画と密接な関わりを持っています。

推進活動により目標とする項目（左）を達成すると、マルチベネフィット（右：利益や恩恵の波及）が得られます。





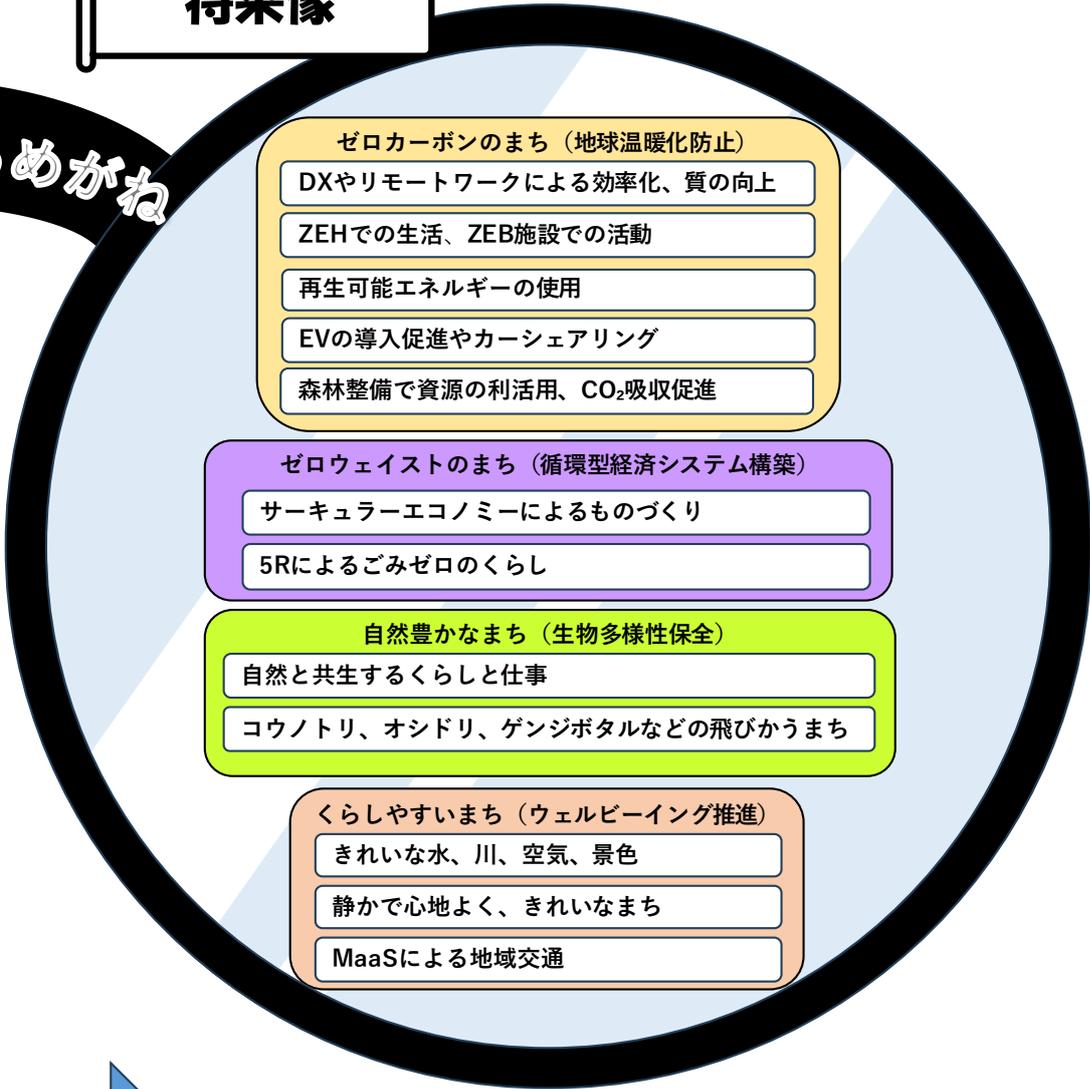
「エコさば」って？

鯖江市における環境に関する活動を「エコさば」といいます



## 将来像

えるめがね



### マルチベネフィット (利益や恩恵の波及)



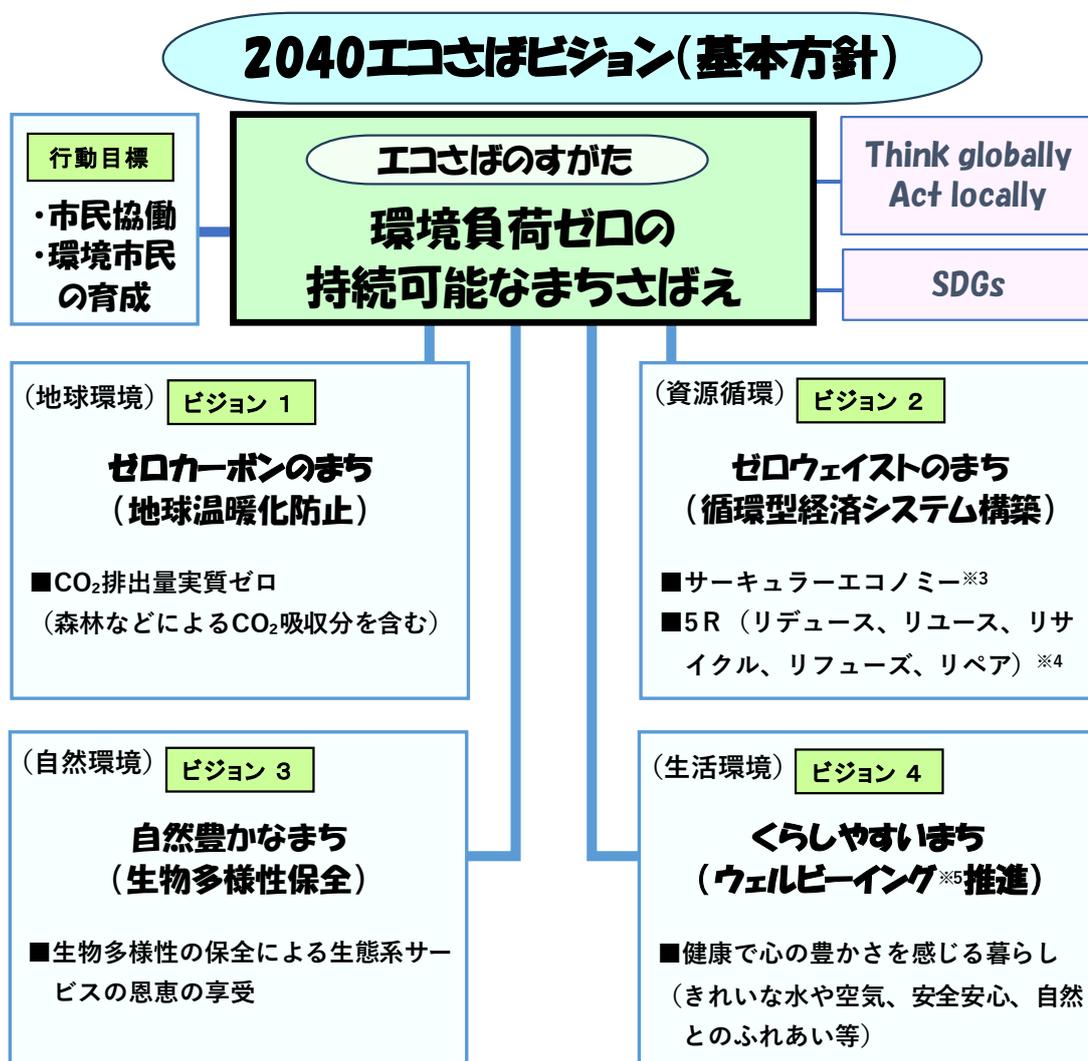
## 4. 計画の基本方針

本計画の基本方針を「2040 エコさばビジョン」とし、環境負荷ゼロの持続可能なまちさばえを目指します。

ビジョン達成に向けて、4 つの将来像「ゼロカーボンのまち」「ゼロウェイストのまち」「自然豊かなまち」「くらしやすいまち」を目指します。

基本方針のための行動目標として「Think globally Act locally」<sup>※1</sup>と「SDGs」<sup>※2</sup>を掲げ、世界的な視野で「エコさば」に取り組んでいきます。

ビジョン達成に向けた行動目標を「市民協働」と「環境市民の育成」とします。



※1 Think globally Act locally (シンク・グローバル、アクト・ローカリー)  
「地球規模で考えよう、足元から行動しよう」ということで、環境問題やSDGsに取り組む際のスローガンとなっている。

※2 SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)

2015年9月国連サミットで採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』にて記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

※3 サーキュラーエコノミー

廃棄しないことを前提に製品を生産し循環させる経済システム。

※4 5R (リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア)

リデュース：ごみを発生させないこと。リユース：繰り返し使うこと。リサイクル：再生して利用すること。リフューズ：ごみになるものを買わないこと。リペア：修理して使うこと。

※5 ウェルビーイング

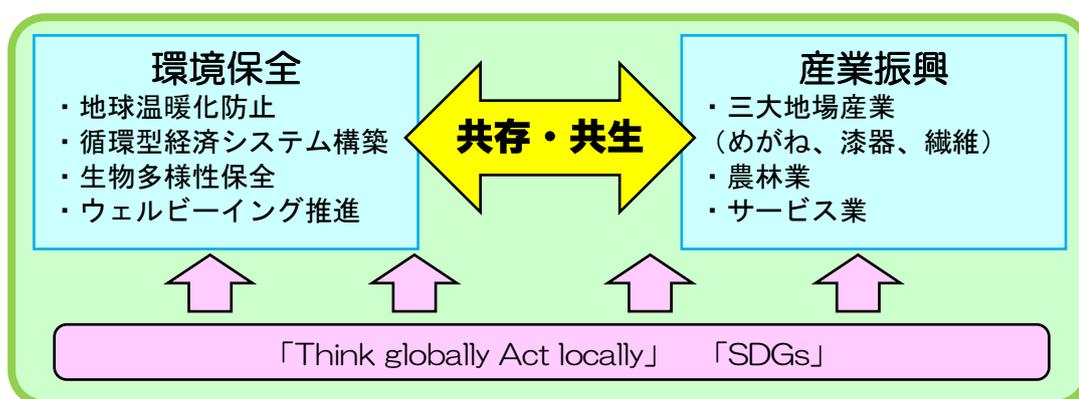
身体的、精神的、社会的な健康が満たされた状態のこと。

## 5. 環境と産業の共存・共生

本計画の目的は環境保全にあります。それによって産業振興を阻害するものではありません。産業の持続可能性を確保しながら、計画を推進していきます。

一方で、産業の持続可能性を維持するためには、環境保全の取組が不可欠です。

このことから、産業と環境は相互に支え合い、共存・共生を図るためのパートナーとして位置づけられています。



## 第2章 環境の現状と課題

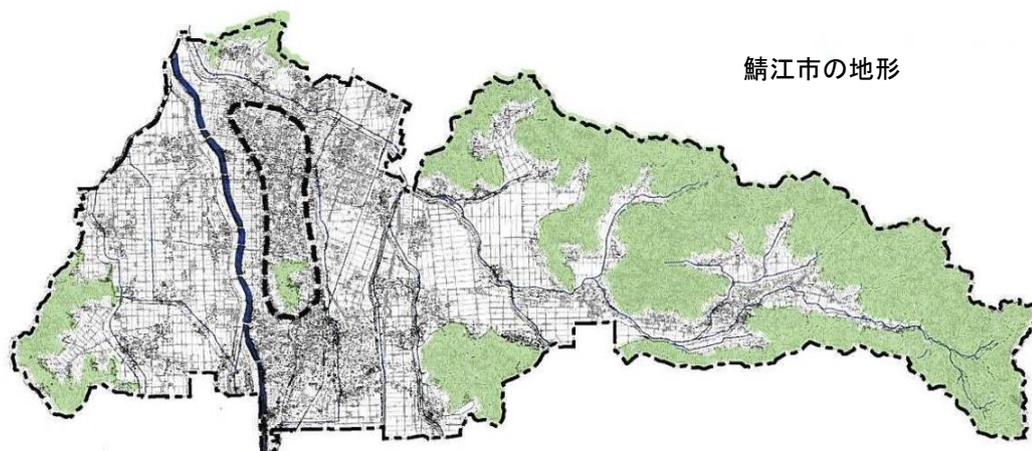
### 1. 鯖江市の概要

#### (1) 位置・地勢

鯖江市は福井県のほぼ中央に位置し、北は福井市、南は越前市に隣接しています。東西約 19.2 km、南北約 8.3 km にわたる地域のうち、その多くが平坦地であり、東部および南西の一部が山地となっています。市の中央を低い丘陵が南北に細長く伸び、これに沿って市街地が形成されています。

市街地の中央には福井鉄道福武線が走り、西側には広域農道、東側には国道 8 号線と北陸自動車道、さらにハピラインふくい（旧 JR 北陸本線）および北陸新幹線が通っています。

河和田川は河和田地区に源流をもち、西方に向かって流れ、鞍谷川、浅水川を経て南方から流れる日野川に合流し、北方に向かって流れています。鯖江市はこのような地形の中で、潤いある生活と経済活動の中心となっています。



#### (2) 総人口

鯖江市の総人口および世帯数は 2025 年 10 月 1 日現在で 68,026 人、26,389 世帯となっています。総人口については、2021 年までは増加傾向にありましたが、現在は減少に転じています。一方、世帯数は増加傾向にあり、過去 30 年間で約 48% 増加しています。



(市統計データより)

### (3) 世帯当たり人口

1995年の世帯当たりの人口は約3.6人でしたが、2025年には約2.6人となり、核家族化の進行がうかがえます。

## 2. 産業・経済動向

### (1) 農林業および商業

市内の農業の状況については、農家数が年々減少しており、それに伴い、耕地面積も減少傾向にあります。

商業の状況については、商店数は2004年以降減少していますが、年間販売額は近年増加傾向を示しています。



(市統計データより)



(商業統計調査より)

### (2) 工業

#### ① 三大産業と工業地域

工業の状況については、眼鏡産業、繊維産業、漆器産業の3つの地場産業を中心として本市は発展してきました。

また、1960年代以降には東部工業団地や機械工業団地など、市街地周辺にも工業地域が形成され、機械・電子部品工業など新たな産業が発展してきました。

#### ② 産業構造

市の製造品出荷額等の8割以上を三大地場産業とその関連産業が占めています。また、事業所のほとんどが中小および零細企業であることも、市内産業の特徴的な点です。

### (3) 「ものづくり」の発展に向けて

「ものづくり」の技術に支えられた市内産業のさらなる発展には、新技術・新製品の開発、それらを支える人材の育成、これまでに培ってきた技術を活かした異分野への進出、海外市場など、新規市場の開拓などが必要不可欠です。

また、地球環境に配慮した企業活動が世界標準となってきたことから、サーキュラーエコノミーを推進し、サステナビリティ<sup>※1</sup>企業への発展が課題となっています。

#### ※1 サステナビリティ

持続可能な社会を実現するため、環境、社会、経済の3つの側面がバランスよく発展することを目指す考え方。

### 3. 環境に対する市民意識

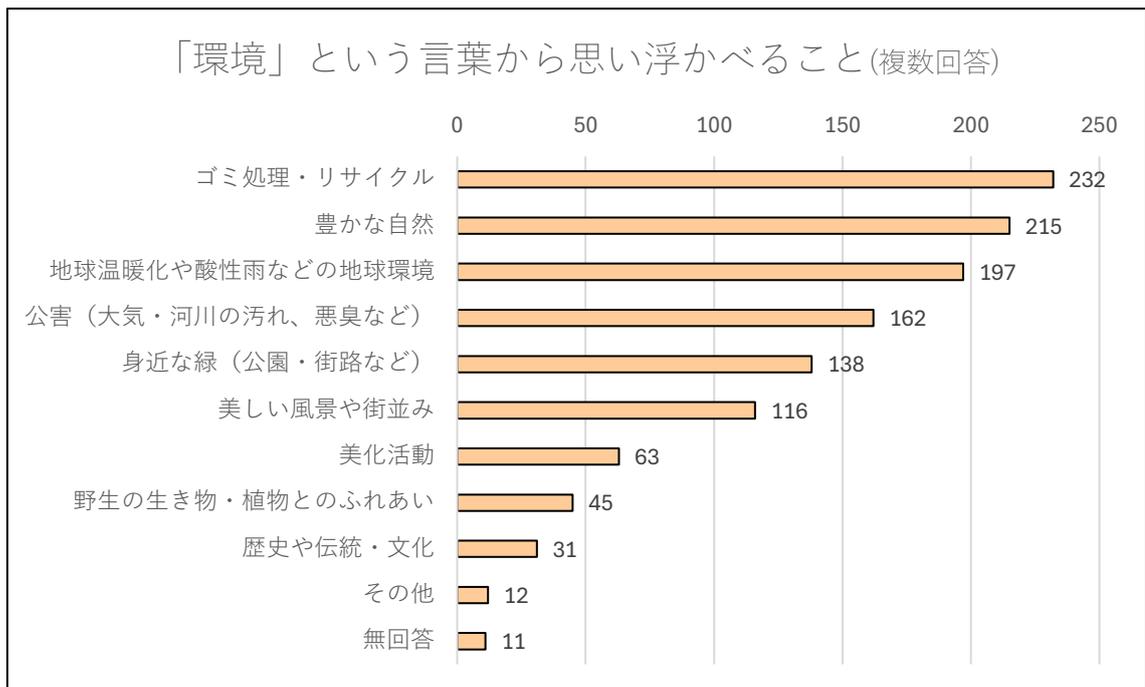
#### (1) 環境に関するアンケートの概要

市民の意見を本計画に反映させるため、環境に関するアンケートを実施しました。

調査対象	調査対象数	回答数	概要
市民	1,000 通	418 通	無作為抽出し郵送 紙または Web にて回答
小学生	550 通	550 通	環境講座対象者へ調査

#### (2) アンケート回答から見た市民の意見

##### ① 「環境」という言葉から思い浮かべること

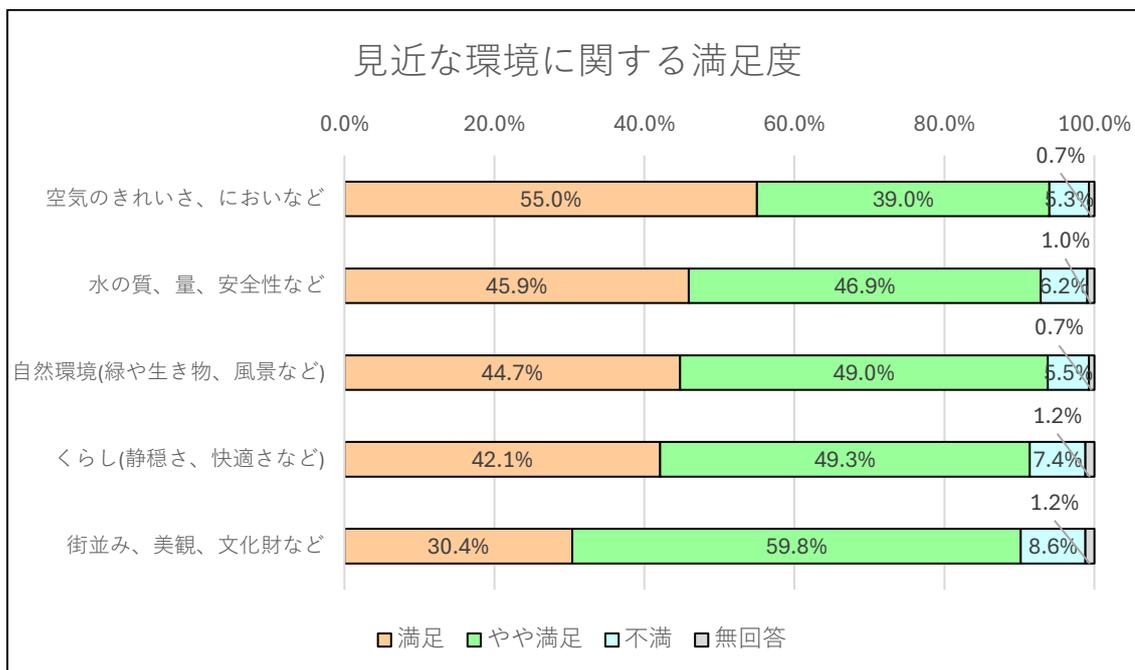


「環境という言葉から何を思い浮かべるか」という質問に対する回答では、「ごみ処理・リサイクル」が最も多く、次いで「豊かな自然」「地球温暖化や酸性雨などの地球環境」が続いています。

一方、旧計画策定時 (25 年前) のアンケートでは「公害」や「豊かな自然」といった回答が多く、より身近なテーマである「ごみ処理・リサイクル」への関心が高まっていることがうかがえます。

市民の意識が高いこれら身近な課題についても、今後一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

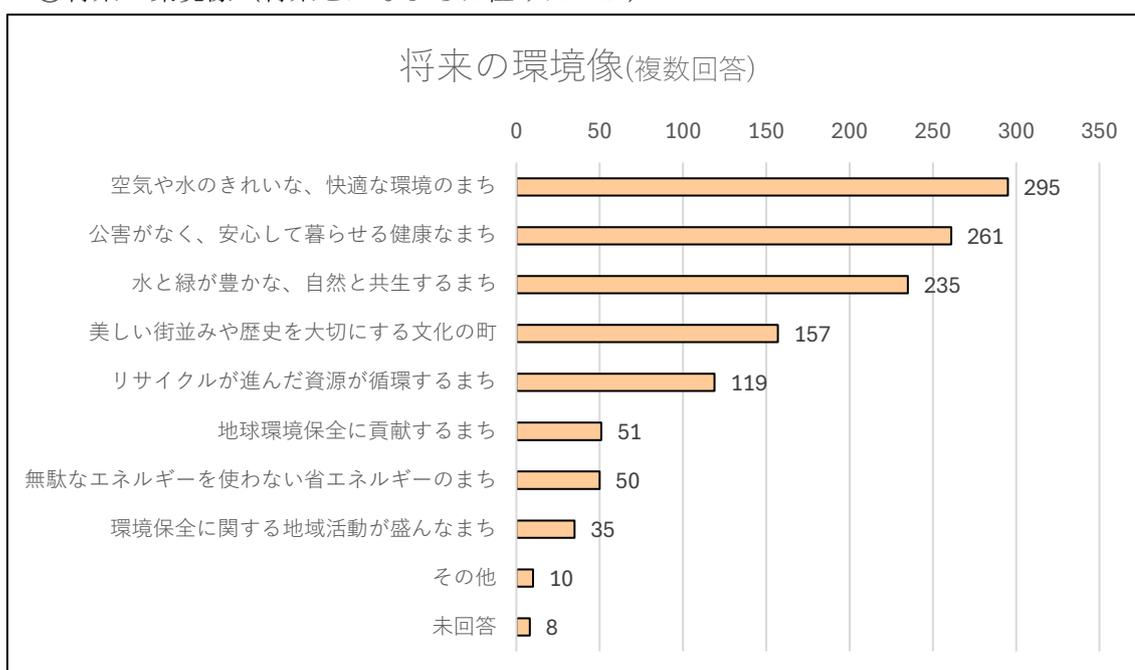
## ②身近な環境に対する満足度

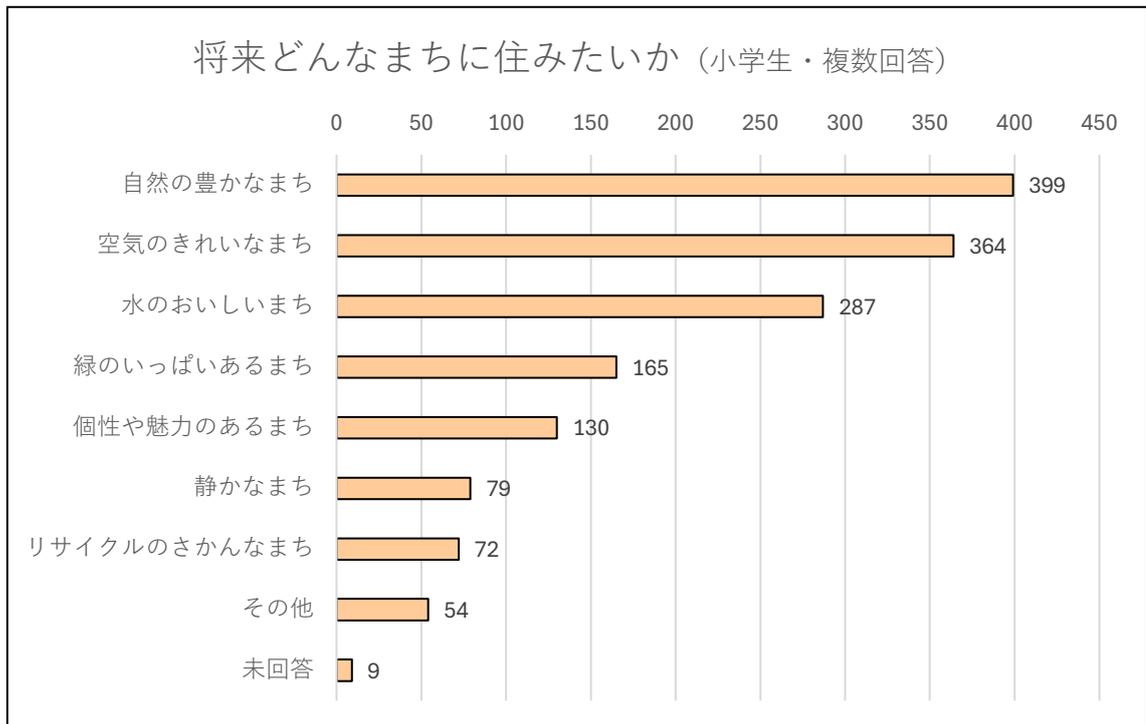


身近な環境に対する満足度については、どの項目でも「満足」「やや満足」と回答した人が9割を超えています。特に「空気のきれいさ、においなど」については、過半数の人が「満足」と回答しています。

また、旧計画策定時（25年前）の回答では「満足」「やや満足」が合わせて約8割であり、環境全般に関する満足度は向上していることがうかがえます。

## ③将来の環境像（将来どんなまちに住みたいか）





将来の環境について、市民の多くが「空気や水がきれいで快適に暮らせるまち」「公害がなく安心して暮らせる健康なまち」「水と緑が豊かで自然と共生するまち」といった姿を望んでいます。

また、次世代を担う小学生からは、「自然が豊かなまち」に住みたいという声が最も多く寄せられました。

この傾向は旧計画策定時（25年前）のアンケートでも同様であり、多くの市民が望む環境像は長年変わらず一貫しているといえます。

こうした豊かな環境を未来の世代へ受け継いでいくことが、重要な課題であると考えられます。

## 4. 環境特性と課題

### (1) 地球環境

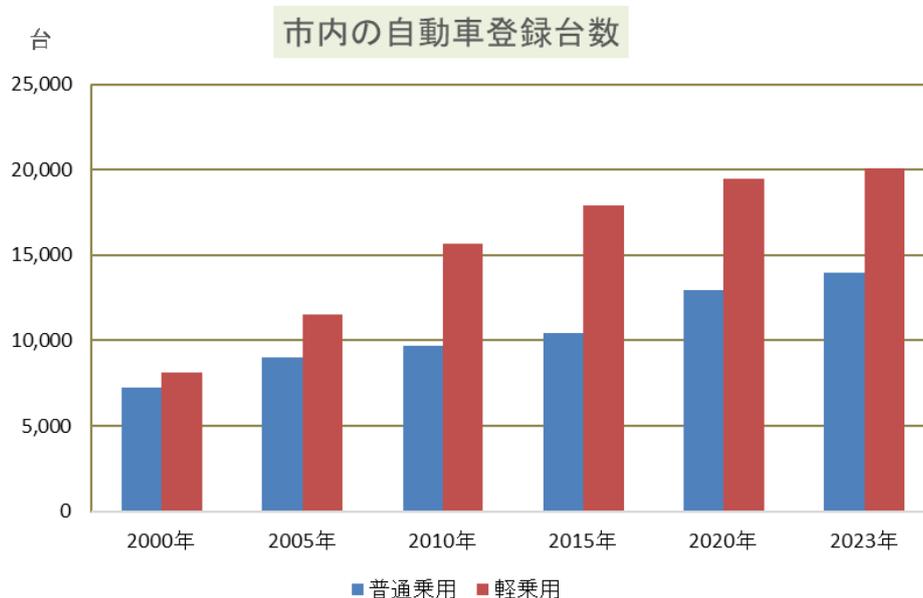
#### ① 地球環境問題への取り組み

##### ■ 地球環境問題の発生

私たち人類の、特に先進国における活発で大規模な社会経済活動や、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムやライフスタイルは、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少など、さまざまな地球環境問題を引き起こしています。さらに、海面水温の上昇等による集中豪雨や竜巻等の災害の頻発、農業や漁業への悪影響等、様々な地球環境問題を発生させ、人類の生存そのものを脅かすに至っています。

##### ■ 温室効果ガス※1削減に向けて

本市における自動車登録台数は年々増加しています。また、県内の低公害車登録台数は近年大幅に増加しており、県民の地球温暖化防止に対する意識の高まりがうかがえます。こうした状況を踏まえ、本市においてもゼロカーボンをはじめ、温室効果ガスの削減に向けた取組を一層推進することが求められます。



県統計データより

※1 温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を再放出する性質を持つもの。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

② CO<sub>2</sub>排出量と吸収量の現状

■ 年間排出量

鯖江市の年間CO<sub>2</sub>排出量は2013年度以降、減少傾向にあります。2022年度のCO<sub>2</sub>排出量は563千t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度（2013年度）と比較して、約19%の削減となっています。

■ 部門別年間排出量

産業部門（農林業・建設業・製造業）におけるCO<sub>2</sub>排出量は240千t-CO<sub>2</sub>と、全体の4割以上を占めており、省エネルギー化があまり進んでいないと思われます。

家庭・業務部門では、省エネ設備や家電の普及等により、排出量は減少傾向にあります。

鯖江市では自家用車への依存度が高く、運輸部門の排出量は全体の約2割を占めています。さらに、自動車の登録台数は年々増加していることから、今後は一層の削減対策が必要です。

■ 年間吸収量

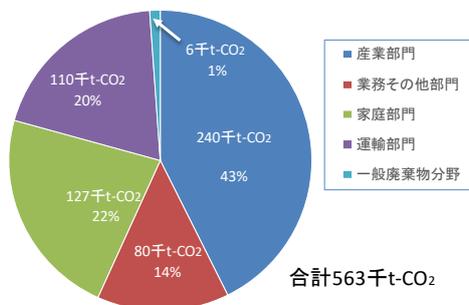
鯖江市には約3千haの森林があり、森林施業の管理により年間約5.7千t-CO<sub>2</sub>吸収量が見込まれています。年間CO<sub>2</sub>排出量が563千t-CO<sub>2</sub>に対し、約1.0%の年間CO<sub>2</sub>吸収量となります。

【鯖江市のCO<sub>2</sub>排出目標量】

年度	2013	2022	2030	2040	2050
	基準値	現状値	中間目標値	本計画目標値	最終目標値
排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	694	563	322	138	0
比率	100%	-19%	-54%	-80%	-100%

環境省より

鯖江市のCO<sub>2</sub>部門別排出量  
2022年度



### ③ COOL CHOICE（賢い選択）宣言

本市では、2019年にCOOL CHOICE（賢い選択）宣言を表明し、様々な主体による実践を通じて地球温暖化防止対策を推進しています。主な施策として、コミュニティバス（愛称「つつじバス」）や福井鉄道、ハピラインふくいの利用推進、森林整備や植樹等による温室効果ガスの吸収促進に取り組んでいます。

また、地産地消の推進によるフード・マイレージ<sup>※1</sup>の削減やカーボンフットプリント<sup>※2</sup>の少ない製品の購入、省エネルギー機器の普及推進への取組、さらに、2011年に発生した東日本大震災を教訓に、太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な活用により、温室効果ガスのさらなる削減に向けた取組を強化する必要があります。

#### ※1 フード・マイレージ

食料の輸送距離を示す指標。生産地から食卓までの距離が短い食料を選ぶことで、輸送に伴う環境負荷を低減できる。

#### ※2 カーボンフットプリント

製品やサービスが原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体で排出する温室効果ガスを、CO<sub>2</sub>換算で数値化したもの。

### ④ 鯖江市脱炭素ロードマップ

#### 1. ゼロカーボンシティ宣言と鯖江市脱炭素ロードマップ

本市は、2021年5月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、「鯖江市脱炭素ロードマップ」を策定しました。

このロードマップは2050年度までに本市におけるCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ（排出量＝吸収量）を目指すものであり、この目標達成には、市民・市民団体・事業者・行政がそれぞれの活動を着実に実施し、各主体間の連携・協働を一層強化することが不可欠です。

#### 2. 鯖江市の動向

この宣言以降、庁内のペーパーレス化や、脱炭素社会への転換に取り組む市内業者に対する調査（サプライチェーン排出量<sup>※3</sup>の算定）費用の支援等を実施し、ゼロカーボンを推進しています。

また、本市と北陸電力株式会社は2021年11月から、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間満了後の電力（卒FIT電力<sup>※4</sup>）を活用し、市内の公共施設へ再生可能エネルギー電力を供給する「地域エネルギーの地産地消」の取組を開始しました。

### ※3 サプライチェーン排出量

製品やサービスの原材料調達から販売までの過程で排出される温室効果ガスの総量。脱炭素経営を目指す企業は、上流・自社・下流といった他社のCO<sub>2</sub>の排出量も把握して、事業方針を策定する。

### ※4 卒FIT 電力

FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）とは、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が保証する制度。2019 年以降、FIT 制度の期間が満了した発電設備（太陽光発電であれば 10 年間）が現れてきており、これを一般的に「卒FIT」と称している。

## 3. 鯖江市脱炭素ロードマップの取組方針

本ロードマップは以下の 4 項目の方針で取り組んでいます。

### ■ 省エネなライフスタイル

市民の安全性や利便性、快適性につながる脱炭素ライフスタイルを目指します。そして、省エネルギー機器・設備の導入促進、自動車の環境負荷低減の推進、自家用車の利用低減に伴う地域交通の脱炭素化、環境行動・教育の推進を図ります。

### ■ 再生可能エネルギーの最大限導入

どのエリアにどの程度の再生可能エネルギーを導入できるか、本市の自然環境や景観にあった再生可能エネルギー導入を検討します。そして、再生可能エネルギーの促進、廃棄物焼却施設における発電電力の有効活用、新技術の積極的活用を図ります。

### ■ ゼロカーボンなまちづくり

「ゼロカーボン」を本市のこれからのまちづくりの基盤とし、移住・定住や観光促進などにつながる取組を検討します。そして、市内モデルエリアにおける脱炭素整備の推進、森林経営の推進、脱炭素人材育成と産業集積の推進を図ります。

### ■ 産学官民一体の推進体制

本ロードマップの進捗状況の把握や円滑なプロジェクト管理のため、フォローアップ体制を検討します。また、ゼロカーボン推進に関する委員会を継続的に運営していきます。

⑤ Think globally Act locally 「地球規模で考えよう、足元から行動しよう」

地球環境問題は、自らの自覚と責任により解決すべき問題です。私たちはこの認識をより一層高め、環境負荷低減に向けた行動を実践していくとともに、家庭や地域、さらには職場内での連携により、温室効果ガス削減等に向けた行動・活動の効果を高めていくことが望まれます。



コミュニティバス (つつじバス)



EV 充電スタンド

## (2) 資源循環

### ■ ごみ問題の発生

私たちの身近な課題であるごみ問題は、不法投棄の増加や最終処分場の将来的な逼迫にとどまらず、ごみ焼却時に排出される、温室効果ガスである二酸化炭素の発生など、その影響が地球規模に及ぶ重大な問題となっています。

このごみ問題は、私たち一人ひとりが豊かな生活を求めて行った、大量購入・大量消費、使い捨て型のライフスタイルの結果、自然循環の中で処理しきれない膨大な量のごみが生じたことにより発生したものです。

### ■ 循環型社会と 3R

このような資源循環を無視した活動を続けると、いずれは有限な資源がなくなり、現在の社会経済システムは破綻し、将来の世代に良好な環境や快適な暮らしをつなげていくことができなくなります。そのため、持続的発展が可能な循環型社会の構築を図る必要があります。

私たちの日常生活における行動が、ごみ問題の誘因となっていることを一人ひとりが深く認識し、心を一つにして 3R<sup>※1</sup> の徹底、特に 2R<sup>※2</sup> の強化など、身近なことからできることに取り組む必要があります。

#### ※1 3R

廃棄物の排出抑制（Reduce：リデュース）、再利用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）。資源消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築する手段のこと。

#### ※2 2R

廃棄物の排出抑制（Reduce：リデュース）、再利用（Reuse：リユース）のこと。3R のなかでも、特に取り組みが遅れている。

### ■ ごみの分別収集、減量化、資源化

こうした背景のもと、本市では全国に先駆けて、1992 年度から 5 大区分 12 分別によるごみ収集・資源化を開始し、2025 年度では 7 大区分 21 分別にまで拡大・進展しています。

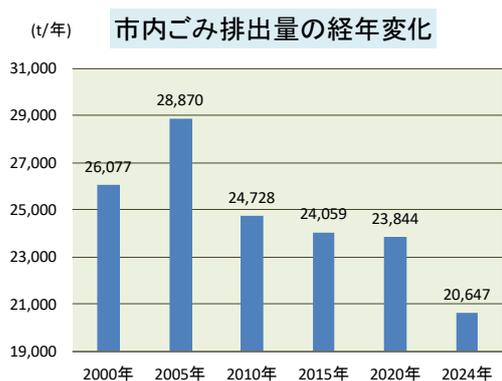
また、2007 年度から燃やすごみの指定袋制を導入しています。さらに、2008 年度からは、循環型社会構築のための施策の一つとして、食品スーパー等と市民団体および市が三者協定を締結し、レジ袋の有料化を実施することで買い物袋の持参を

推進してきました。現在は、国の制度に基づき、プラスチック製買い物袋の有料化が全国一律で実施されております。

2012年度には事業系燃やすごみの指定袋制を導入し、家庭系と事業系のごみ収集を明確に区分して減量化・資源化に努めています。2022年4月からは燃やすごみの指定袋への記名を開始しました。

小型家電類については、2013年度より市内商業施設等に回収ボックスを設置して回収を開始し、2025年度には市内10ヶ所で回収を行うなど、リサイクルの推進に取り組んでいます。さらに、同年4月からは、町内ステーションに「充電式電池を含む製品」専用の回収ボックスを新設し安全な分別回収と資源の有効活用を一層進めています。

また、燃やすごみの削減のため、現在燃やすごみとして排出されている生ごみ、剪定枝、草類については、家庭への生ごみ処理機等の普及や、町内神社等への木屑コンポストの導入により削減を目指しています。



市統計データより

## ■ ごみの総排出量

これらの取組により、鯖江市のごみの総排出量は減少傾向にあり、2024年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は828gとなっています。また、ごみの資源化率<sup>※3</sup>についても、資源化できる品目を増やすなどの改善を行っています。2

### ※3 資源化率

資源化率 [%] = (一般廃棄物のうち資源化された量/一般廃棄物処理量) × 100

## ■ 一般廃棄物処理基本計画

鯖江市一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理について長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的に取り組む必要があることから、市民・事業者・行政の連携・協働により、ごみの減量化、資源化率の向上および適正な処理を推進する計画として、2005年に策定しました。

2025年3月には、策定から20年が経過したことから、一般廃棄物処理基本計画(第3次計画)として改定しました。

## ■ 鯖江市ごみ問題懇話会

本市では、1992年4月に家庭ごみの5大区分12分別収集を開始しました。その開始に先駆け、1991年6月に市民、事業者、教育関係者、学識経験者による鯖江市ごみ問題懇話会を設置し、市のごみ減量化、資源化および一般廃棄物の適正処理について協議を行っています。近年は、生ごみ減量や分別強化、さらには燃やすごみの有料化に関する検討など、循環型社会の実現に向けた課題を協議しています。

## ■ ごみ袋有料化の検討

ごみ袋有料化については、2024年度の完全実施を目途に検討を行ってきました。また、2022年度からは燃やすごみ指定袋への記名をはじめとする様々なごみ減量化の取組を実施しています。その結果、2024年度の1人1日当たりのごみの排出量は828gと減少傾向にあります。そのため、2025年現在、ごみ袋有料化は実施していません。

今後、1人1日当たりのごみの排出量が増加した場合は、ごみ問題懇話会の意見を踏まえ、有料化の必要性を再検討することとしています。

### (3) 自然環境

#### ① 身近な自然における状況

##### ■ 耕地、森林の状況

本市は福井県のほぼ中央に位置し、総面積 84.59km<sup>2</sup>のうち、市街地面積(用途地域)が 15.12km<sup>2</sup>(17.9%)、耕地面積が 20.20km<sup>2</sup>(23.9%)、森林面積が 31.48km<sup>2</sup>(37.2%)となっており、森林や河川、水田などの身近な自然が多くを占めています。

これらの自然は、開発や担い手の高齢化、過疎化により放置され、生物相<sup>※1</sup>が貧弱化しています。しかし、一部の地域では住民や環境保全団体等による自然再生活動が行われ、ホタルなどの生物が復活しています。

特に森林は、生態系を維持するうえで大変重要であるため、適切な管理と保全が強く求められています。

##### ※1 生物相

特定の環境や地域に生息する生物の総体を指し、動物相、植物相、微生物相を含む概念。

##### ■ 外来生物の増加と対策

近年、アライグマやシベリアイタチ、ブラックバス、オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ等の外来種が増加し、民家等における家屋侵入被害の増加や生態系のかく乱が問題となっています。外来種の増加による影響は様々で、捕食や近縁種との交雑などによって、在来種の存続が危ぶまれています。

今後は、外来種の根絶に努めるとともに、外来種の人為的な導入や、知らず知らずに導入してしまう行動を防ぐため、一人ひとりが充分注意できるよう啓発活動を進め、駆除と被害防止に努めていく必要があります。

##### ■ 野生鳥獣による被害

人のライフスタイルの変化による里山林の利用低下や、山際の農地の荒地化によって、イノシシやツキノワグマ、ニホンザルやシカ等の野生鳥獣が頻繁に人里にまで出没し、農作物や人の生活に被害を及ぼす問題が生じています。

さらに、近年はシカの個体数増加による森林の下層植生の浸食や農作物被害の発生、アライグマ、ハクビシン、シベリアイタチによる家屋への侵入など、生活被害が市内全域で起こっています。

特にツキノワグマは、市内においても頻繁に出没が確認されており、人身被害に直結する恐れがあることから、安全確保体制づくりが急務となっています。

今後は、鳥獣被害の防止対策を進めるとともに、森林環境保全の重要性に着目し、地域の人たちと野生鳥獣が共生できる環境を守るための森づくりを進めることが重要です。

## ② 自然環境の保全

### ■ 里地里山の保全

近代化された農法の普及や基盤整備により、自然環境が大きな影響を受ける中、農地・水・環境保全向上対策などの取り組みが進められています。今後も、有害鳥獣や外来生物に留意した里地里山の環境保全に努めるとともに、堤防や公園などの緑化活動を推進し、良好な里地里山の景観保全や地域にある歴史・文化遺産の保全に努めていく必要があります。

### ■ 湧水の保全

自然を構成するうえで、重要な要素となる水については、日野川およびその支流をはじめ、各地域に多くの湧水が点在しています。かつて福井県が実施していた「ふくいのおいしい水事業」では、「桃源清水」、「三場坂清水」、「榎清水」、「許佐羅江清水」、「刀那清水」の5箇所が認定を受けていました。

今後も、地域の歴史・文化遺産を活用しながら、貴重な自然資源である湧水の保全活動を推進し、自然環境保全に対する意識の向上に努める必要があります。

### ■ 環境保全区域（オシドリ、ゲンジボタル生息地）の保全

鯖江市環境市民条例では、地域の環境資源を保護するため環境保全区域の指定について定めています。2025年現在、河和田地域において、「オシドリ」と「ゲンジボタル」が生息している河川の一部を環境保全区域として指定しています。

身近な生きものの生息環境を保全するためには、周辺環境への配慮が重要です。今後も関連した事業等を推進し、自然の循環機能の維持に努め、豊かな自然と地域の人たちが共生できる環境づくりを進めていく必要があります。

### ■ 福井県重要里地里山、鳥獣保護区の保全

三里山には、県域絶滅危惧種であるアオバズクやサンコウチョウ、エチゼンケマイマイをはじめ、29種の希少生物が確認されており、生物多様性の保全において重要な里地里山として、「福井県重要里地里山」に指定されています。

また、長泉寺山およびその舌状台地の緑はとても貴重であり、市街地に最も近い自然として広く市民に親しまれています。三里山や長泉寺山は鳥獣保護区に指定され、野鳥の宝庫となっているため、今後も、生息環境の保全に努める必要があります。

#### (4) 生活環境

##### ■ 生活環境の概要

大気や河川の水質については、事業所に対する公害防止対策の指導や下水道の普及などにより、概ね良好な状態が保たれています。一方で、自動車排出ガスによる大気汚染や中小河川の水質悪化、道路騒音問題などの日常生活に関連する都市生活型の公害への対応が求められています。

大気、水質、道路交通騒音などの環境監視調査を実施するとともに、工場や事業所に対する監視と適切な指導を行い、環境負荷の低減に努める必要があります。生活環境全般としては概ね改善傾向にありますが、さらなる改善に努めます。

今後は、ウェルビーイングの観点から、景観保全や安心安全なまちづくりに対する施策が求められています。

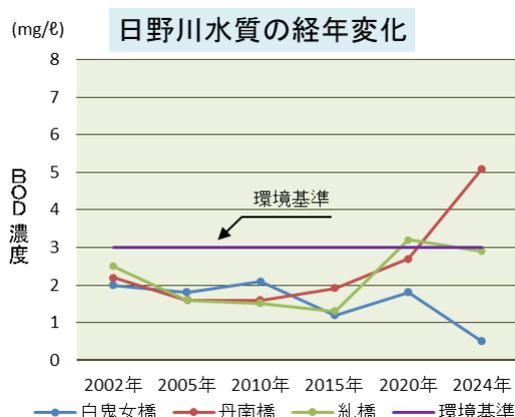
##### ■ 河川の水質

河川の水質については、日野川の一部地点において、BOD<sup>※1</sup>濃度が環境基準を超える状況が見られますが、概ね改善傾向にあります。また、地下水や土壌については改善の兆しはあるものの、依然として環境基準を超える状態が続いています。

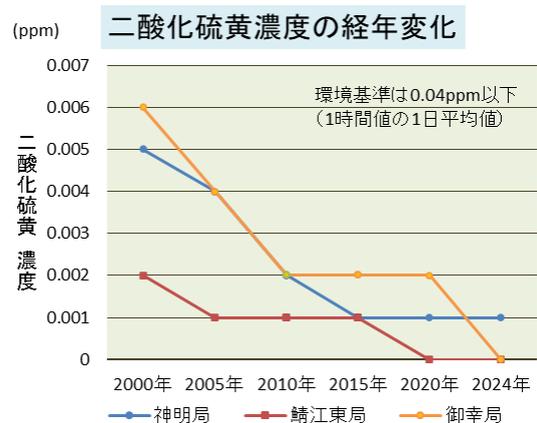
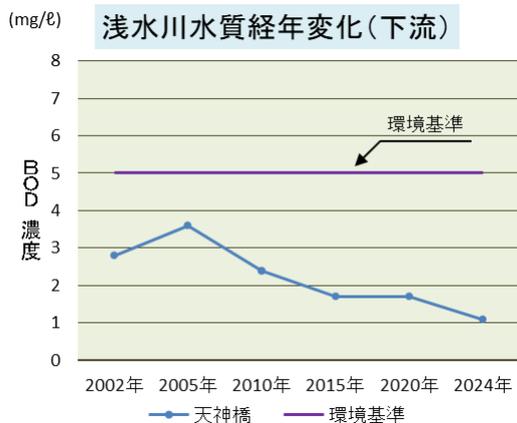
今後、水質環境調査や事業所への監視指導を徹底するとともに、地下水の浄化対策や定期的なモニタリング調査を継続して実施し、地下水汚染や土壌汚染の対策に努める必要があります。

##### ※1 BOD

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のことで、河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。



※年に複数回調査し、最も濃度の高い値を記載しています。



## ■ 大気環境

大気環境については、工場など固定発生源における二酸化硫黄濃度などは、近年減少傾向にあります。野焼きや簡易焼却炉の使用によるダイオキシンの発生など、健康への影響が懸念されています。

また、国内ではディーゼル車の規制などにより、オキシダントの排出は抑制されていますが、時折 PM2.5 (微小粒子物質) やオキシダントが高濃度となることがあり、健康影響要因の一つとして注目されています。これは、中国大陸からの越境大気汚染と考えられ、関心度が高くなっています。

今後は、二酸化硫黄などの排出抑制はもとより、こうした有害な化学物質についても、継続して監視測定を行うとともに、排出を抑制する取り組みが必要です。

## ■ 道路交通騒音

道路交通騒音については、主要幹線道路沿いの一部区間において、環境基準を超過している状態が続いています。

また、工場や事業所を発生源とする騒音や振動については、規制区域外においても問題となるケースが増加しています。交通渋滞の解消や自動車走行の円滑化を考慮した道路整備、沿線の緑化による騒音緩和、騒音・振動の指定区域の見直しなどを慎重に検討し、総合的な防止対策を進めていく必要があります。

## ■ 悪臭、騒音

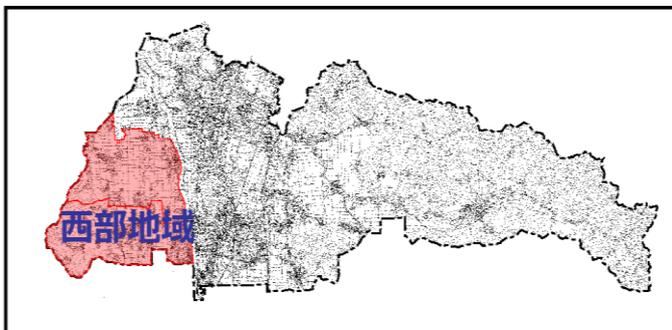
廃棄物処理施設周辺における悪臭の発生や日常生活における騒音などが周辺住民の居住環境に影響を与えて、トラブルとなる事例があります。

こうした身近な環境問題への迅速な対応を行うとともに、地域における適正な土地利用や生活マナーの向上を図り、快適で住みよい生活環境の確保に努める必要があります。

## (5) 地域の環境資源

### ① 西部地域（吉川・豊地区を中心とする地域）

#### ■ 田園広がるやすらぎの空間



日野川西部にある吉川・豊地区を中心とする地域で、日野川、和田川、神通川等の河川や三床山周辺など、豊かな自然環境が残されており、田園が広がる地域一帯はやすらぎを感じられる空間を形づいています。

#### ■ 冬季湛水<sup>\*1</sup>

市内の日野川流域では、冬になると越冬のために渡ってきたカモ類やコハクチョウなどの飛来が確認されています。

以前、日野川周辺水田では、冬季湛水<sup>\*1</sup>に取り組んでいる水田があり、この水田は水鳥にとって餌場とねぐらの両方の役割を果たしていました。

また、これらの水鳥は日野川や地域内の河川を休息場として利用しており、河川および周辺水田を一体的に保全していく必要があります。

#### ■ コウノトリの営巣

1970年以來見られなくなったコウノトリが、近年この地区に飛来するようになりました。市では2018年に巣塔を設置し、その結果、2022年から毎年ヒナの孵化が確認されています。

コウノトリは環境保全型農業との共生の中で生息可能な貴重な生物であり、コウノトリによる生産物の価値向上が期待されます。



巣塔でヒナを育てるコウノトリ

#### ■ 地域美化活動

西部地域では、住民の環境美化への関心が高く、日野川堤防の清掃や「花いっぱい運動」などの美化活動への取り組みが盛んに行われています。

今後も、このような地域美化活動に継続的に取り組み、身近な緑の維持・管理に努めていくことが大切です。

## ■ やすらぎを感じられる健康的な田園居住地域を活かして

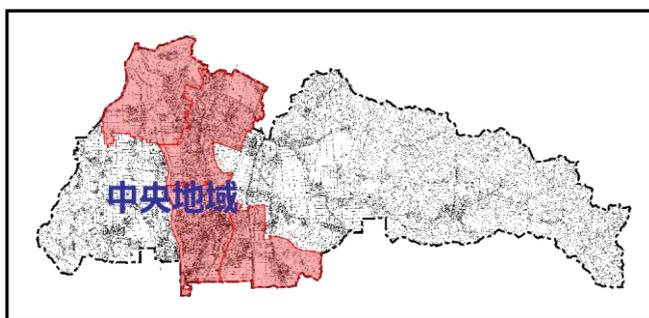
近年、地域内では市街化が進展しているため、都市生活型公害の防止を図り、周辺に残された自然環境を活かしながら、田園居住地域にふさわしい、やすらぎを感じられる生活環境の維持が求められています。

### ※1 冬季湛水

「冬水たんぼ」とも言われている。有機稲作の農法の一つで、イトミミズなどの生物の活動を利用して抑草するために、通常はたんぼの水を落とす冬の間も水を張る農法のこと。また、水を張ることによって渡り鳥やカエルなどの生息環境が改善され、たんぼの生物が育まれる。さらに地下水の涵養や水の浄化からも効果的である。

## ② 中央地域（鯖江・新横江・神明・立待地区を中心とする地域）

### ■ 活発な都市活動・産業活動と環境負荷



鯖江・新横江・神明・立待地区を中心とする地域で、鯖江地区や神明地区の市街地を核として、商工業を中心とする産業、公共施設や交通機関などの都市的な機能を有している半面、二酸化炭素や汚水、家庭や事業場からの廃棄物な

どの環境負荷が大きい地域でもあります。

毎年、西山公園で開催されるつつじまつりには、県内外からも多くの人々が訪れています。

また、商店街を中心に市街地の活性化を目的として、「誠市」が本山誠照寺を活用して開催されており、大勢の出店者や観光客で賑わっています。

このように中央地域では、市街地が形成され、人々の活発な都市活動や産業活動が営まれています。



西山公園 つつじまつり

### ■ 都市部における緑地

一方、長泉寺山や中央を南北にのびる舌状台地、神明烏ヶ森や王山古墳周辺の緑は、中心市街地における貴重な自然となっています。

特に西山公園は長泉寺山の一角を占め、山全体が遊歩道によって結ばれており、地域住民だけでなく全市民にとっても身近な憩いの場として親しまれています。このような都市部における貴重な緑は今後も保全していく必要があります。

### ■ 豊かな水環境

日野川、穴田川、黒津川、浅水川が流れており、水環境がとても豊かな地域です。河川の堤防沿いは眺めもよく、浅水川下流域や日野川、穴田川では、カモなどの水鳥の群れが見られます。今後も、多くの生きものが生息する豊かな水環境の保全に努める必要があります。さらに、榎清水、許佐羅江清水など、多くの水資源があることから、周辺整備への取り組みや保全・活用方法を考えていくことも必要です。

### ■ 歴史・文化遺産と景観

歴史・文化遺産については、泰澄大師や近松門左衛門等についての伝説・逸話などが数多く存在し、吉江町には七曲り通りなど、昔の面影のある景観が現在も残っています。



七曲り通り

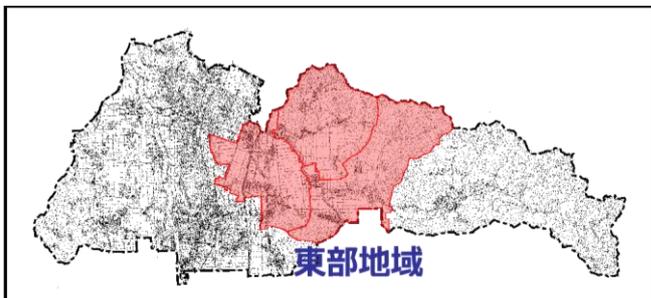
### ■ 環境負荷を抑えた魅力と活力のある快適なまちを活かして

中央地域においては、存在する環境資源を保全し、これらを地域活性化の素材として活かし、環境負荷を抑えた魅力と活力のある快適なまちを目指していく必要があります。

### ③ 東部地域（中河・片上・北中山地区を中心とする地域）

#### ■ のどかで良好な自然環境

中河・片上・北中山地区を中心とする地域で、南北を文殊山、三里山等の山地に挟まれ、広々としたまとまりのある田園の中を浅水川、鞍谷川等の河川や水路が網目のように走っています。



昔ながらの田園集落を中心として、景観的にも調和のとれた、のどかで良好な地域環境が築かれています。

#### ■ 三里山と文殊山

三里山には、県域絶滅危惧種であるアオバズクやサンコウチョウ、エチゼンケマイマイをはじめ、29種の希少生物が確認されており、生物多様性を保全するうえで重要な里地里山として「福井県重要里地里山」に指定されています。



三里山

文殊山では、カタクリの群生地をはじめ数多くの野生の生きものが見られ、毎年春に行われる「鯖江かたかみ春たんぼ」では、多くの人々が自然とのふれ合いを求めて登山・散策に訪れています。今後も地域一帯となって、生物多様性豊かな良好な里地里山の保全に努めていくことが必要です。



文殊山頂上

#### ■ 豊かな緑と身近な水環境

浅水川や鞍谷川等の河川や農業用水路が網目のごとく縦横に走り、刀那清水をはじめとするお清水も点在する、水資源に恵まれた地域です。

地域内の河川や農業用水路では、ホタルや魚類等が多数生息しており、今後も河川の水質保全や環境に配慮した農法を行っていくことが必要です。

東部地域では、このような山や田園の身近な緑と豊かな水環境や新鮮な大気などを保全するとともに、これらと調和した生活環境を実現するため、資源循環や自然エネルギーの利用などを積極的に考えた地域づくりを目指していくことが必要です。

## ■ 北陸新幹線の開通

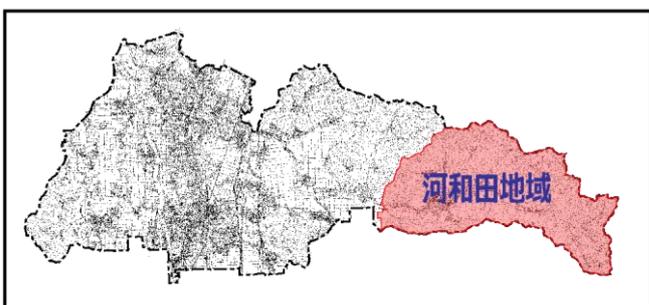
北陸新幹線開通により、この地区を南北に縦断する大規模な構造物が新たに整備されました。その影響については、今後とも注視していく必要があります。

## ■ 水と緑がきらめく環境に調和した循環型地域を活かして

この地域は、文殊山登山道から乙坂今北町を通過して戸口町に至る中部北陸自然歩道の丘陵ルートのあるコースがあり、自然が豊富であるとともに、三峰城址をはじめ数多くの歴史・文化遺産にも恵まれているため、これらの保存と活用により、水と緑がきらめく環境に調和した循環型地域づくりに努めていくことが必要です。

### ④ 河和田地域

#### ■ 豊かな自然環境と保全活動



河和田地区を中心とする地域で、三方を山に囲まれた市内で最も自然が豊かな地域です。

古くから、伝統工芸である越前漆器を中心とした漆器産業と独特の文化が、地域の自然と調和しながら静かに育まれています。

近年では、地域内で地球温暖化防止の森づくり活動が毎年行われており、森林組合や地元の環境保全団体・市民団体の協力のもと、広葉樹の苗木が植樹されています。

#### ■ 河和田川と自然環境保全区域

河和田川は唯一鯖江市に源流をもつ河川であり、野鳥や魚類、昆虫などの多様な生物の生息場所となっています。

この地域では特にホタルや県域準絶滅危惧種であるオシドリの保全活動を熱心に行っており、これらの生物が生息している河川の一部が鯖江市環境市民条例の規定により、環境保全区域に指定されています。今後もこれらの生物の生息場所を保全し、豊かな自然と地域の人たちが共生できる環境づくりを行っていくことが必要です。



オシドリ

### ■ お清水の保全

上河内町にある「桃源清水」と「三場坂清水」の他、この地域内には多くのお清水が点在しています。

今後も地域の貴重な水資源である湧水等の保全活動を行っていくことが必要です。



桃源清水

### ■ 共生と伝統を育む「うるしの里」を活かして

漆器神社（河和田町、片山町）や地域内の各神社をはじめ、継体大王に関わる三社森や薄墨桜などの歴史・文化遺産が数多く存在しており、豊かな自然とともに、これらの遺産を活用しながら、恵み豊かな自然と共生し伝統を育むうるしの里として将来の世代に継承していくことが必要です。

## (6) 市民協働と環境学習

### ① 市民協働

市民協働は本計画を推進するうえで最も重要な行動目標です。特に、ごみの排出量削減や環境美化をはじめ、環境保全活動全般において、市民協働なくしては成り立ちません。今後とも、市民の理解や市民協働が得られやすい施策を展開していく必要があります。



河川一斉清掃



環境フェア

#### ■ 日野川河川一斉清掃

日野川（支流を含む）を清く美しくする会が中心となって、毎年5月第4日曜日に市内の河川を対象とした堤防の草刈りを実施しています。この取り組みにより、水質汚濁防止、ごみの不法投棄防止、景観保全、害虫発生抑制等の効果が見られています。

#### ■ クリーンデー

鯖江市区長会連合会と鯖江市が共催で毎年3月第3日曜日にクリーンデーを実施しています。全市を対象に、町内の清掃や側溝の泥上げ等を行っています。

#### ■ さばえ環境フェア

さばえ環境フェアは、市内外からの多くのブース出展と来場者を迎え、環境に関する普及啓発や市民の意識向上に大きな効果を上げています。

### ② 環境学習

環境学習は鯖江市環境教育支援センター（エコネットさばえ）を拠点に実施されています。将来世代をになう環境市民の育成は環境学習から始まります。

自然の再生、保全とともに生き物との共生を学ぶ体験は大切です。今後、さらに自然に親しめる場所の整備や自然とふれあう観察会を開催するなどの取り組みを進

め、子どもの頃から自然に親しみ、学びながら、自然を守る心を育むことにより、環境保全意識の向上を図る必要があります。



サクラマス稚魚の放流



どんぐりからの森づくり

■ エコネットさばえを拠点とした環境市民育成のための事業展開

小学校を中心にビオトープ観察会や廃油ろうそく作り、間伐材を活用した箸作りなど、多様な内容の出前授業の実施や、水生生物観察会、サクラマス稚魚の放流会などの事業を実施しています。これらの取り組みを通じて、環境市民の育成を図っています。

■ 地球温暖化防止のための体験学習

児童や市民対象に、毎年、地球温暖化防止のための広葉樹を植樹する「どんぐりからの森づくり」事業等が実施されています。



鯖江市の花 「つつじ」



鯖江市の木 「さくら」



鯖江市の鳥 「おしどり」



鯖江市の動物 「レッサーパンダ」

## 第3章 施策の目標

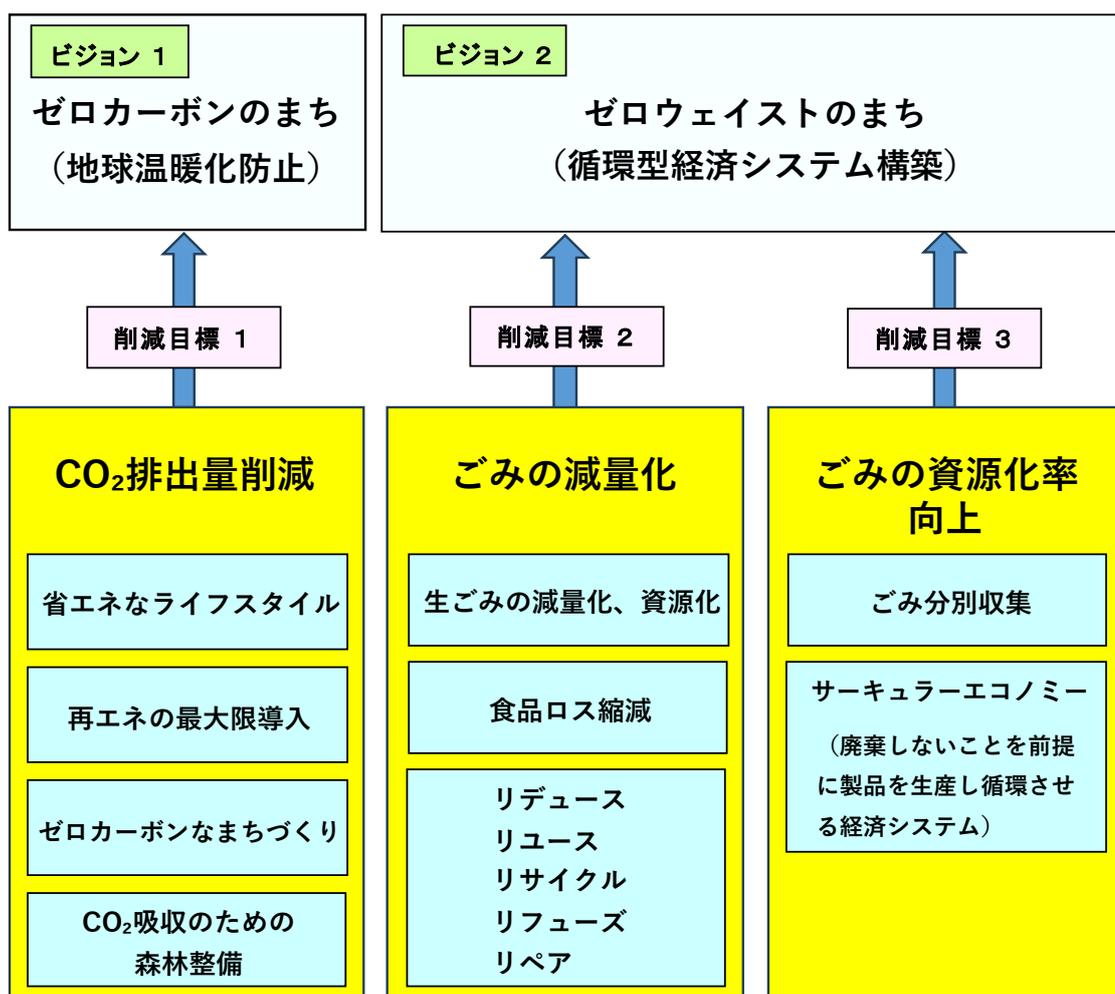
### 1. 削減目標と保全目標

#### 1-1 目標項目の設定

基本方針において4項目のビジョンを掲げました。

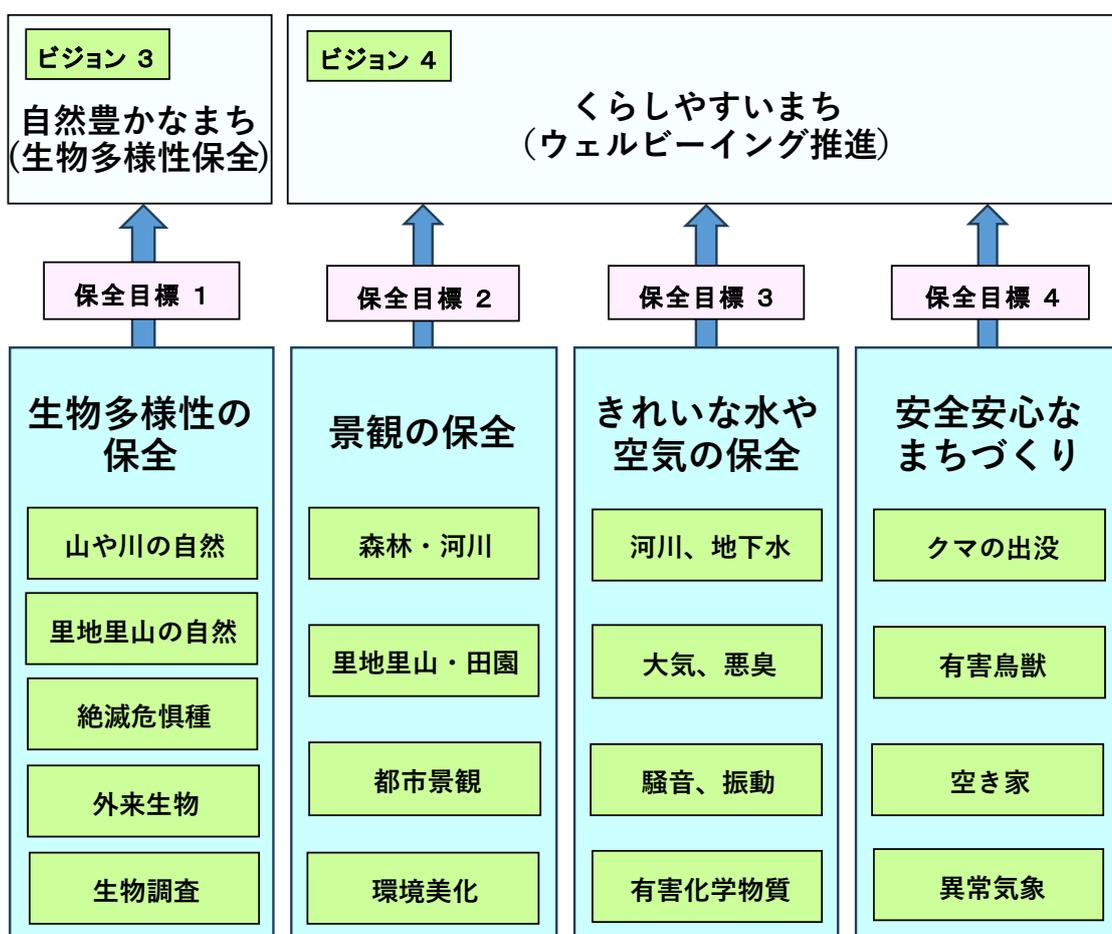
ビジョン1「ゼロカーボンのまち」、ビジョン2「ゼロウェイストのまち」については、主な手段として「削減」を目標として取り組んでいきます。

- ・削減目標1：CO<sub>2</sub>排出を削減し、森林による吸収を進めることで、ゼロカーボンの達成を目指します。
- ・削減目標2：製品や食品の廃棄量を減らし、再利用や長期使用を促進することで、ごみの削減を図ります。
- ・削減目標3：リサイクルを推進し、ごみを再び資源として活用することで、サーキュラーエコノミー（循環型経済システム）の構築を目指します。



ビジョン3「自然豊かなまち」、ビジョン4「くらしやすいまち」については、主な手段として「保全」を目標として取り組んでいきます。

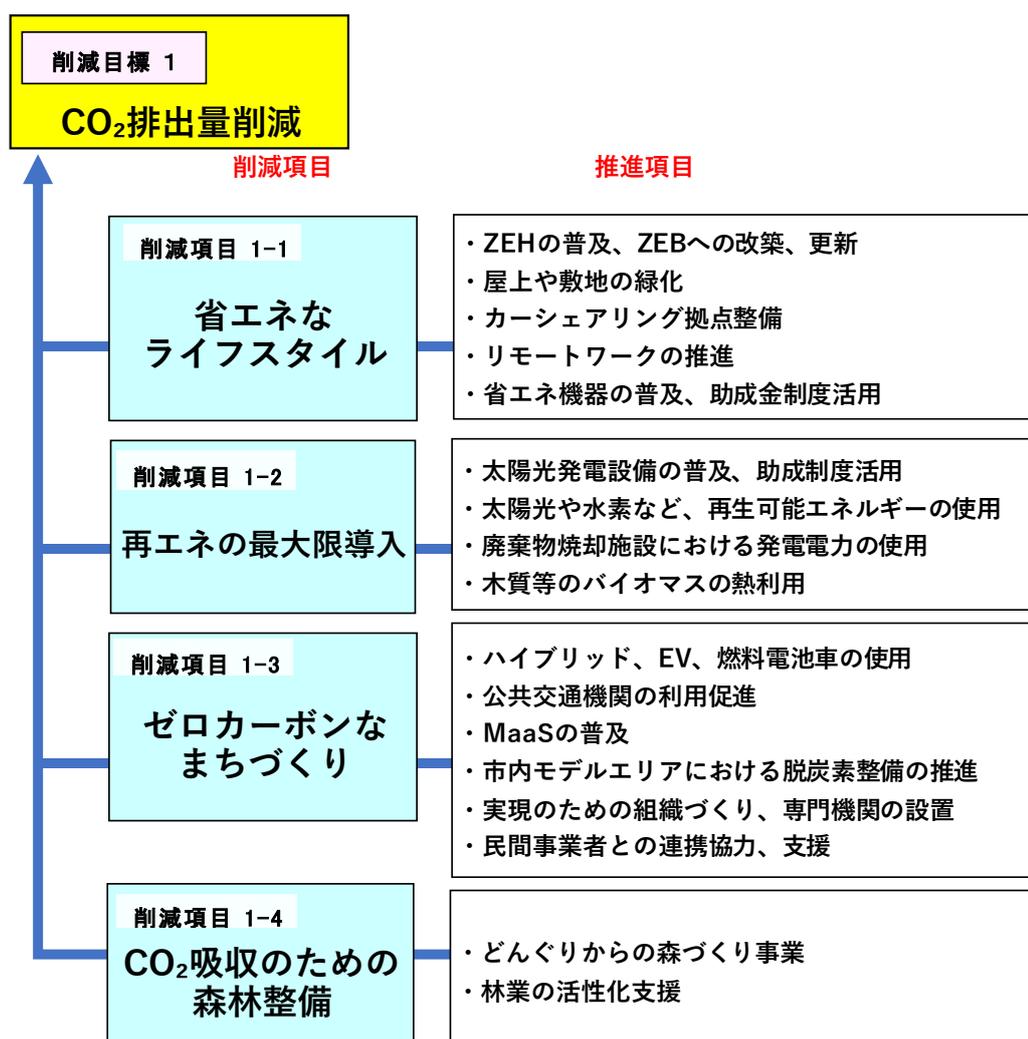
- ・保全目標1：生物多様性の保全により自然豊かなまちをつくっていきます。
- ・保全目標2：地域にあった景観の形成をはかり、美化活動を通じて景観の保全を行います。
- ・保全目標3：きれいな水、空気、静けさを守り、快適な環境を保全します。
- ・保全目標4：身近な危険を取りのぞき、安全で安心なまちづくりを目指します。



## 1-2 推進項目と目指すべき環境水準

### (1) CO<sub>2</sub>排出量削減

ビジョン1「ゼロカーボンのまち」の達成に向け、削減目標1：「CO<sub>2</sub>排出の削減」を設定します。その目標達成のために削減項目1-1～1-4の項目を設定します。各削減項目の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。

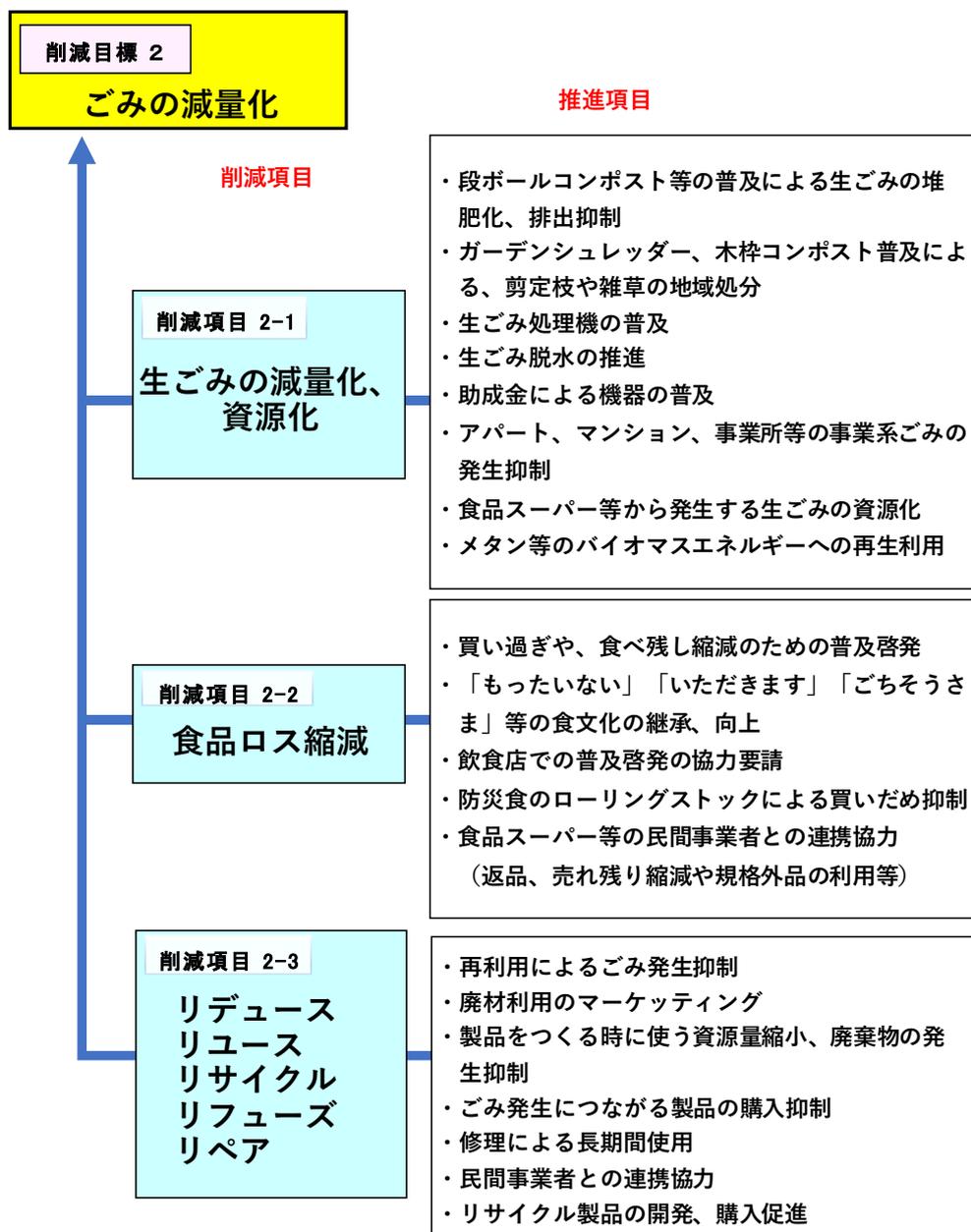


削減目標の項目	CO <sub>2</sub> 排出量削減		
	数値目標		
指標項目	策定時（2022年度）	目標年度（2030年度）	目標年度（2040年度）
年間CO <sub>2</sub> 排出量	563 千t-CO <sub>2</sub>	322 千t-CO <sub>2</sub>	138 千t-CO <sub>2</sub>

※本表に示すCO<sub>2</sub>排出量は国の公表データを用います。このデータは公表までに概ね2年のタイムラグを要することから、策定時の数値を2022年度（最新の値）とします。進捗評価についても、国の公表データの最新の値を用いています。

## (2) ごみの減量化

ビジョン2「ゼロウェイストのまち」の達成に向け、削減目標2：「ごみの減量化」を設定します。その目標達成のために削減項目2-1～2-3を設定します。各削減項目の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。

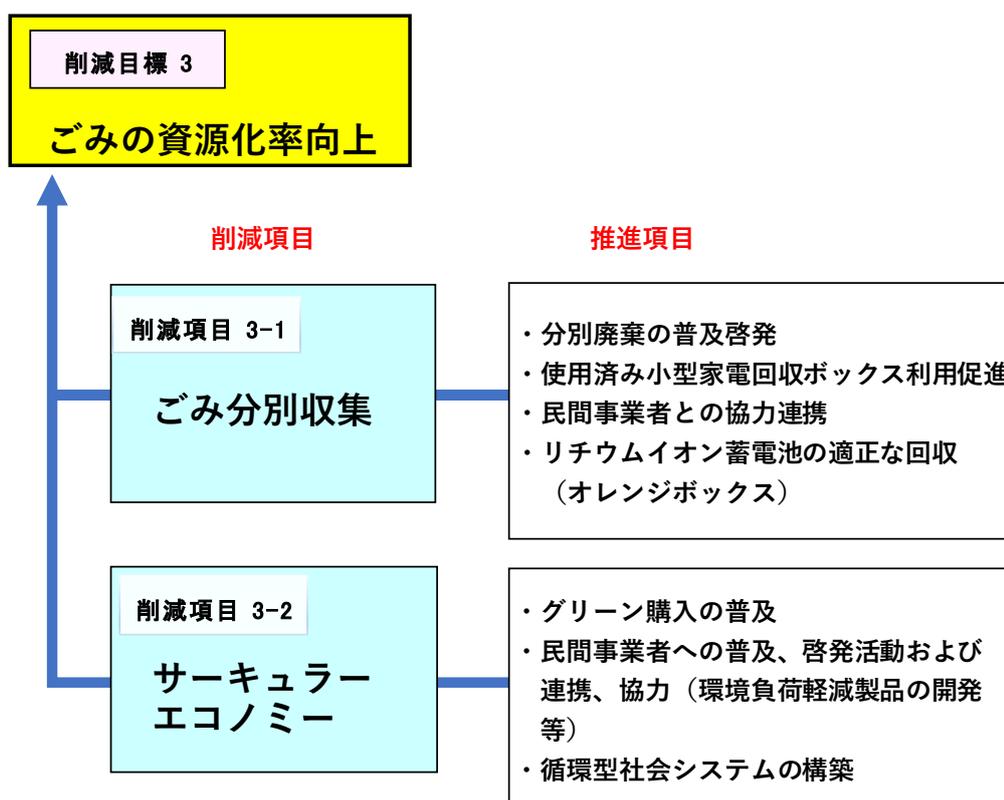


削減目標の項目	ごみの減量化		
	数値目標		
指標項目	策定時（2024年度）	目標年度（2030年度）	目標年度（2040年度）
1人1日当たりごみ排出量	828 g	752 g	672 g

### (3) ごみの資源化率向上

ビジョン2「ゼロウェイストのまち」の達成に向け、削減目標3：「ごみの資源化率向上」を設定します。

その目標達成のために削減項目3-1～3-2を設定します。各削減項目の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。

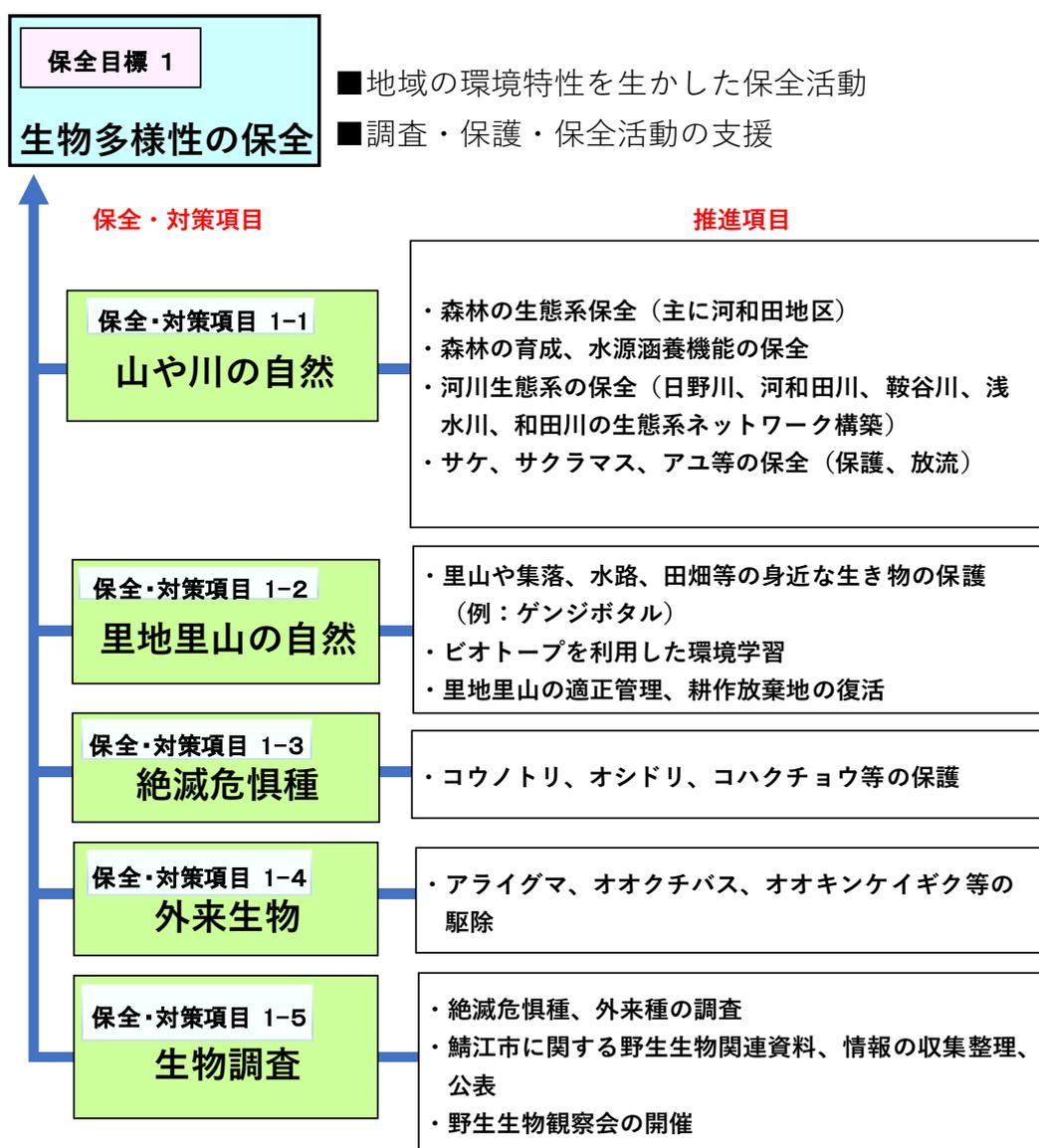


削減目標の項目	ごみの資源化率向上		
	数値目標		
指標項目	策定時 (2024年度)	目標年度 (2030年度)	目標年度 (2040年度)
ごみの資源化率	13.5 %	17 %以上	20 %以上

※本表に示す資源化率は (資源化量/総排出量) ×100により算出

#### (4) 生物多様性の保全

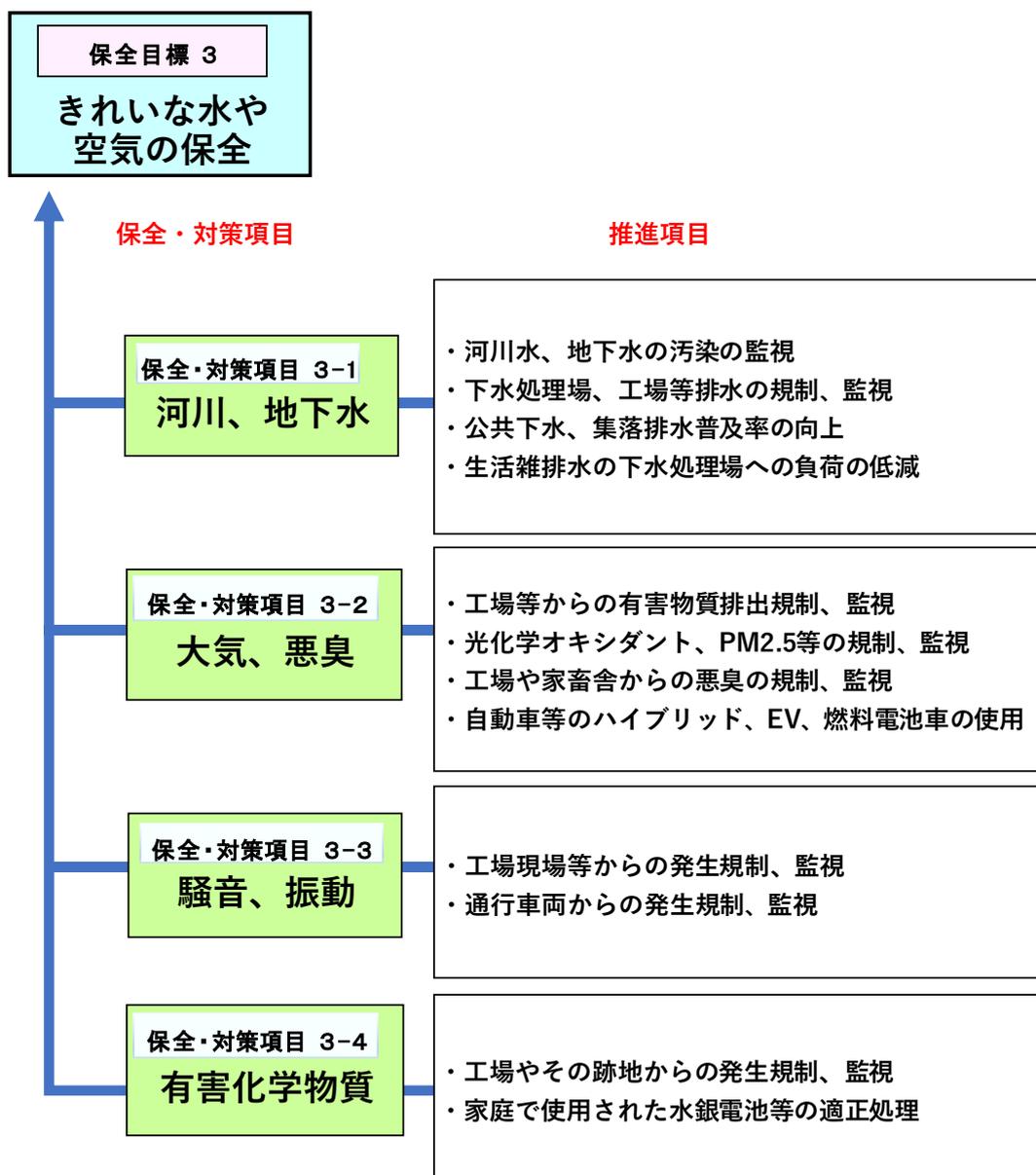
ビジョン3「自然豊かなまち」の達成に向け、保全目標1：「生物多様性の保全」を設定します。その目標達成のために保全・対策項目1-1～1-5を設定します。各保全・対策項目の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。生物多様性の保全には、地域の環境特性を生かした活動や、調査・保護・保全活動に対する支援が必要です。





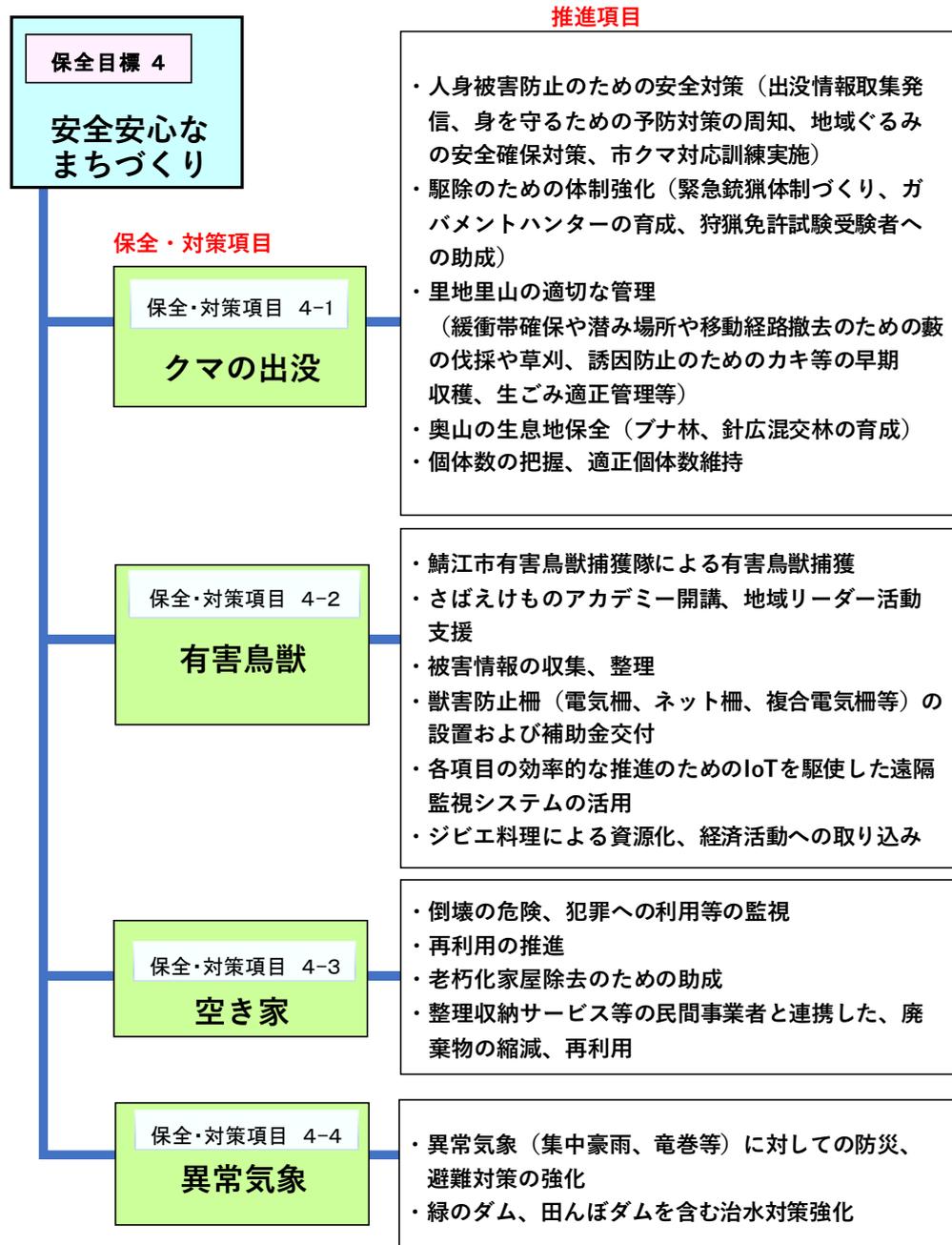
## (6) きれいな水や空気の保全

ビジョン4「くらしやすいまち」の達成に向け、保全目標3：「きれいな水や空気の保全」を設定します。その目標達成のために保全・対策項目3-1～3-4を設定します。各保全・対策項目の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。



## (7) 安全安心なまちづくり

ビジョン4「くらしやすいまち」の達成に向け、保全目標4：「安全安心なまちづくり」を設定します。その目標達成のために保全・対策項目4-1～4-4の項目を設定します。各保全・対策項目の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。



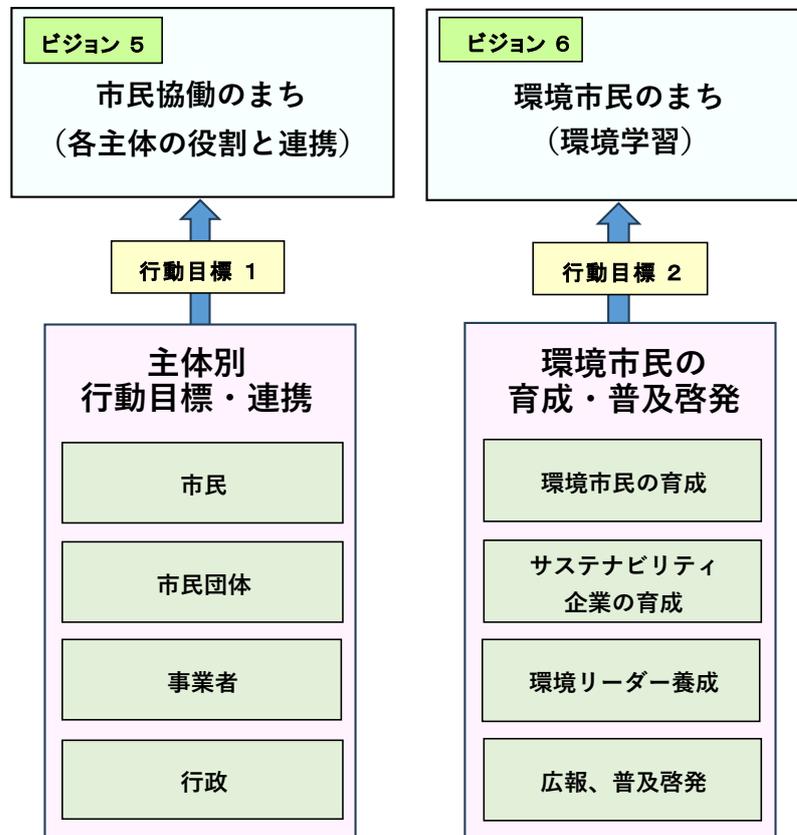
## 2. 行動目標

### 2-1 目標項目の設定

市民協働と環境学習は本計画の基本方針である「2040 エコさばビジョン」を達成するための最も重要な行動目標です。

4項目の将来像の実現していくためには、市民、市民団体、事業者、行政がそれぞれの立場で推進項目に取り組むことが必要です。また、その際には主体間の連携・協働が不可欠となります。

さらに、効率的な取り組みを進めるためには、環境市民による活動が重要であり、その人材育成のためには環境学習の充実が必要となります。



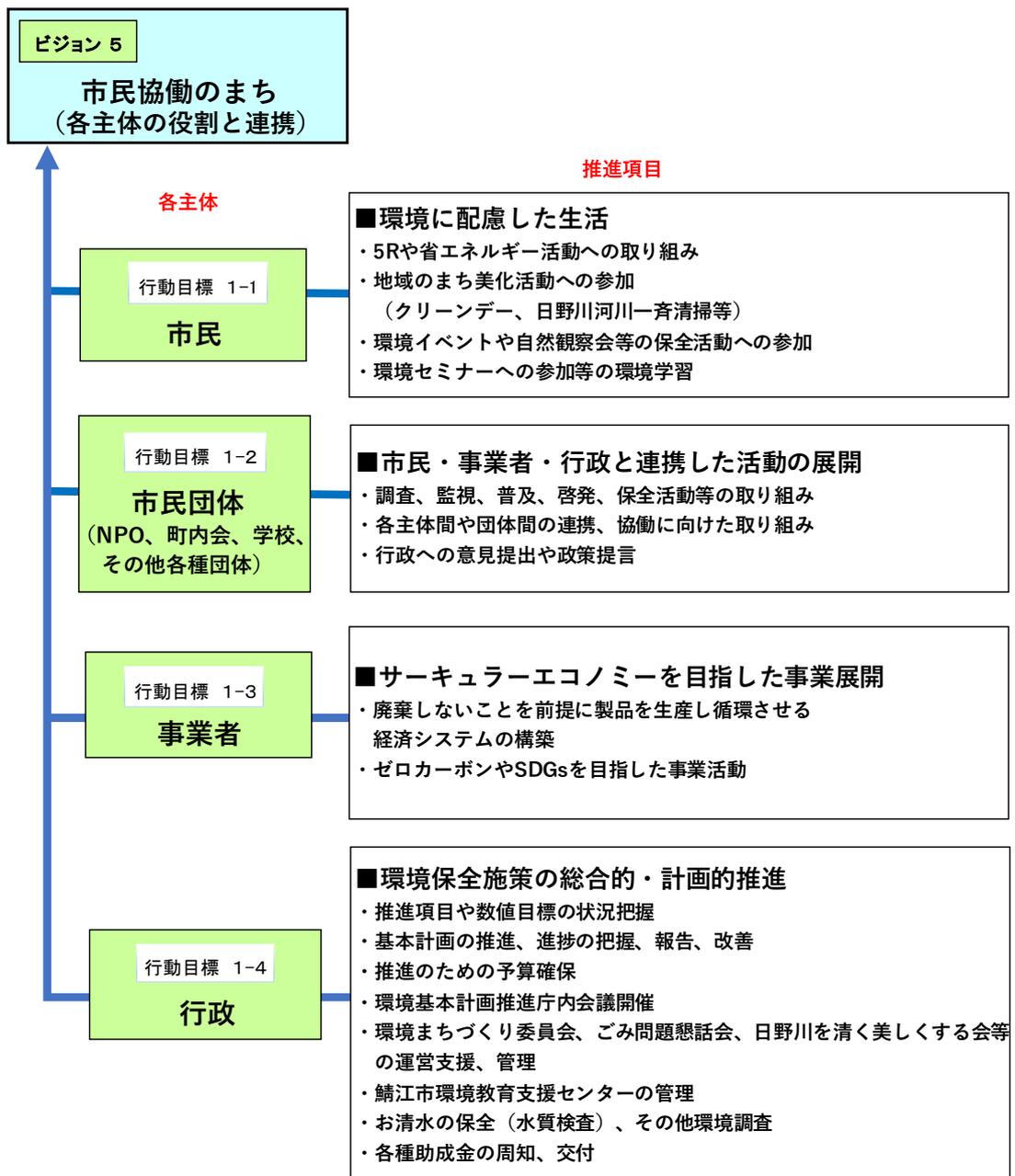
ビジョン4項目の将来像を実現するための行動目標として、ビジョン5「市民協働のまち」、ビジョン6「環境市民のまち」を掲げます。市民協働のまちと環境市民のまちをつくることで、効率的な計画推進を図ります。

- ・行動目標1：主体別の行動目標の実践と主体間の連携・協働により、市民協働のまちを目指します。
- ・行動目標2：環境学習と普及啓発を通じて環境市民の育成を図り、環境市民のまちを目指します。

## 2-2 推進項目と目指すべき環境水準

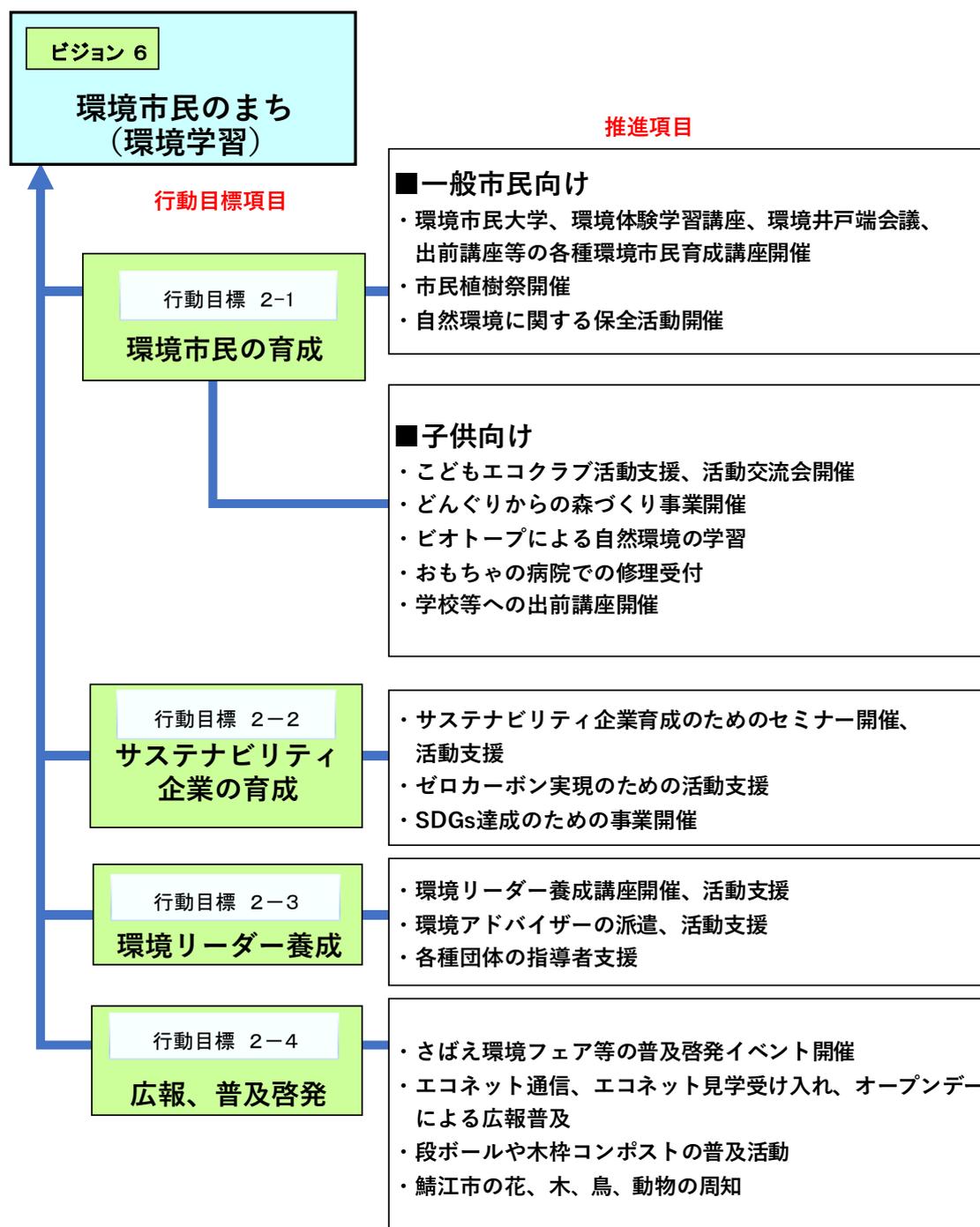
### (1) 市民協働のまち

ビジョン5「市民協働のまち」の達成に向け、行動目標1-1～1-4の項目を設定します。本計画を推進するうえで、市民協働は最も重要です。行動目標の各項目の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。市民協働には各主体間の連携と調整が必要です。



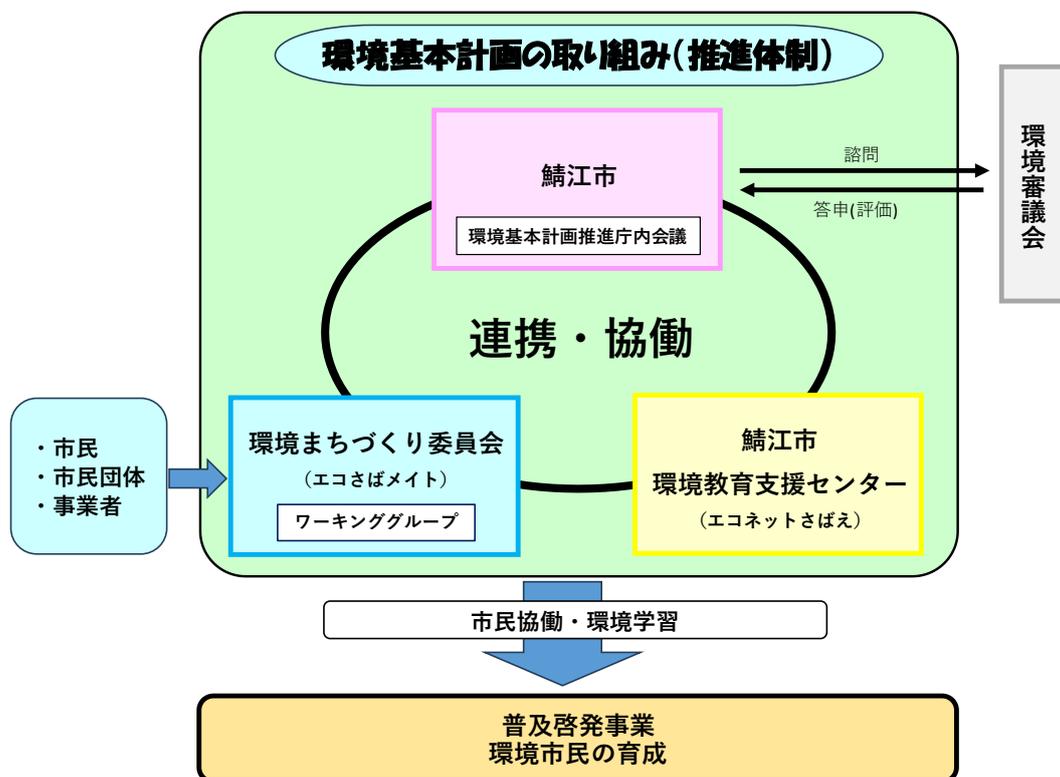
## (2) 環境市民のまち

ビジョン6「環境市民のまち」の達成に向け、行動目標2-1～2-4を設定します。行動目標の中にさらに推進項目を設定し、これらが本計画における具体的な取り組みとなります。環境学習と普及啓発を通じて環境市民の育成を図り、環境市民のまちを目指します。



## 第4章 計画の推進

### 1. 推進体制



- ・環境まちづくり委員会の委員は「市民」「市民団体」「事業者」の各主体から選出されます。
- ・鯖江市、鯖江市環境教育支援センター、環境まちづくり委員会は、連携・協働し本計画を推進します。また、普及啓発事業、環境市民の育成を含む環境施策を推進します。
- ・行動主体は市民、市民団体、事業者、行政であり、連携して事業を行います。
- ・施策の推進、普及啓発、環境市民の育成は市民協働により行われます。
- ・鯖江市は、庁内に「環境基本計画推進庁内会議」を設置して、全市を上げて本計画の進捗管理、部署間調整を行います。
- ・本計画の変更に関する事項は、環境審議会に諮問し、答申を得るものとします。

## 2. 主体別行動目標

本計画を推進するためには、各主体がそれぞれの目標を持ち、行動していくことが大事です。

### (1) 市民：環境に配慮した生活

市民は、自らの日常生活が環境へ影響をもたらしていることを認識し、環境負荷の低減に努めることが必要です。大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを根本的に見直し、環境に配慮した行動が求められます。

そのためには、以下の行動が求められます。

- 自主的な環境学習への取り組み
- 5R や省エネルギー活動への取り組み
- 地域のまち美化活動への積極的な参加
- 自主的な環境保全活動への参加

### (2) 市民団体：市民・事業者・行政と連携した環境保全活動の展開

市民や事業者などで構成される環境保全活動を行う市民団体は、公共の利益のために様々な活動を行っており、環境保全に大きな役割を果たしています。

そのため、市民団体は自主的かつ積極的に環境保全活動を推進するとともに、すべての主体が一体となって相互に協力し、環境保全に向けた活動に取り組むことが必要です。そのためには以下の行動が求められます。

- 自主的な環境保全活動（監視、普及・啓発等）への取り組み
- 各主体間の連携・協働に向けた取り組み
- 市民団体の連携・協働した活動への取り組み

### (3) 事業者：サーキュラーエコノミーを目指した事業展開

事業者は、事業活動が環境へ影響をもたらしていることを認識し、サーキュラーエコノミーを目指した事業展開が必要です。そのためには、以下の行動が求められます。

- 廃棄しないことを前提に製品を生産する、循環型経済システムの構築
- ゼロウェイストやゼロカーボンを目指した事業活動
- SDGs への実践的取り組み

### (4) 行政：環境保全施策の総合的・計画的推進

行政は、環境保全に関する様々な施策を実施するとともに、広域的な取り組みを推進し、市民・市民団体・事業者など各主体間の連携推進や取り組みを支援する役割を

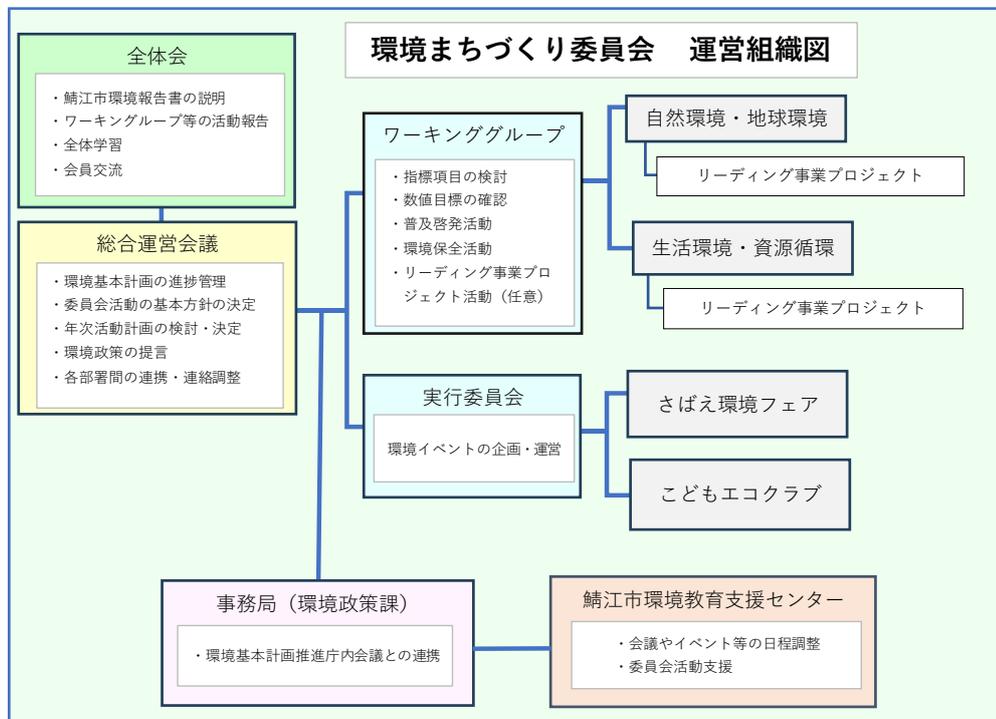
果たして行くことが必要です。

そのためには、以下の行動が求められます。

- 本計画の進捗状況の把握、報告、改善、予算措置
- 推進のための各主体間の連携・調整
- 環境基本計画推進庁内会議の開催
- 各種助成金の周知及び交付

### 3. 計画推進に向けて

#### (1) 環境まちづくり委員会



#### ① 概要

市民、事業者、民間団体および行政が連携・協働し環境施策を推進するため、「環境まちづくり委員会」が設置されています。会員は各主体から構成され、ワーキンググループや実行委員会、個別のリーディングプロジェクト事業等の活動を通して、環境に関する普及啓発活動を行います。

さらに推進項目の目標値の設定や進捗状況の確認、行政への意見提出や政策の提言等を行います。

#### ② 構成

委員会は、以下の各主体から構成されます。

- ・ 市民：一般公募者、地区公民館からの推薦者
- ・ 市民団体：本委員会に登録した市民団体の代表者
- ・ 事業者：事業所代表者
- ・ 行政：市職員等



全体会



ワーキンググループの活動



さばえ環境フェア実行委員会



こどもエコクラブ活動交流会実行委員会

### ③ 活動内容

- ・環境基本計画の推進  
(推進項目の進捗管理、委員会活動目標・計画の策定、指標項目の管理)
- ・環境学習会、意識啓発、広報(情報提供)活動の推進
- ・環境に関するイベントの企画、運営支援
- ・市民団体とのネットワークによる情報交換、活動推進

### ④ 運営方法

- ・委員は全員、いずれかのワーキンググループに所属します。
- ・総合運営会議は各グループ、実行委員会とそのリーダーで構成され、座長は環境まちづくり委員長とします。
- ・各々のリーダーは、グループのメンバーと内容を協議し、活動を実施します。
- ・各プロジェクトは、委員からの提案で立ち上げを行い、メンバーは自由参加とします。

## (2) 鯖江市環境教育支援センター（エコネットさばえ）

### ① 概要

環境保全に関する実践活動を支援し、環境学習の推進を図るため、環境に関する情報収集・発信の拠点施設として、2005年4月にオープンしました。当施設では、本計画推進のための環境学習や啓発普及事業を実施しています。



鯖江市環境教育支援センター（エコネットさばえ）

- ・ 開館時間  
午前 8 時半～午後 10 時
- ・ 休館日  
毎週水曜日、国民の祝日、年末年始
- ・ 所在地  
〒916-0033 福井県鯖江市中野町 73-11
- ・ 電話番号 0778-52-0050
- ・ 指定管理者  
特定非営利活動法人 エコプラザさばえ

### ② 主な事業

#### 1. 環境教育と学習

##### ■ さばえ環境フェア

市民に環境保全活動の重要性を啓発し、環境市民の育成を目的として、開催の支援を行っています。

テーマを設定したブース展示や講演会などの企画・運営・設営を、市民協働で実施しています。

##### ■ 「こどもエコクラブ」活動

小学生向けの環境学習である「こどもエコクラブ」活動を支援しています。

##### ■ 環境体験学習講座

市民や市内小中学生を対象に、環境体験学習講座を開催しています。この講座は、環境に関する様々な取り組みを身近に感じ、理解を深めてもらうことを目的としています。



さばえ環境フェア



こどもエコクラブ



新聞紙鉛筆づくり



廃油ろうそくづくり



間伐体験



水生生物観察会

## 2. 地球温暖化防止のための森づくり事業

### ■ どんぐりからの森づくり

市内全小学校（3～6年生）を対象に、地球温暖化防止の学習会を行っています。近隣の山や神社でどんぐりを採取し、苗木の育成をとおして、自然環境や地球温暖化防止について学びます。

## ■ 市民植樹祭

市民や事業所をはじめ、多くの個人・団体が参加し、地球温暖化防止を目的として植樹祭を開催しています。潜在自然植生の考えにより、さまざまな在来種の広葉樹を植樹（混植・密植）し、森づくりを行っています。



児童によるどんぐりの種まき



市民による植樹

## 3. 環境学習に関する事業

各主体における環境学習の普及や環境市民（環境に配慮して行動する市民）の育成を図るため、環境に関する各種講座を開催しています。事業内容の一部を以下に紹介します。

### ■ かんきょう市民大学

一般市民を対象に、講師を招いて、環境保全や環境学習に関する事例紹介や取り組みについての講座を開催し、環境に関する意識啓発を図っています。

### ■ 環境井戸端会議

コーディネーターが設けたテーマに基づいて、参加者同士が活発な意見交換や交流を行い、環境に対する意識が深まることを目的としています。

### ■ 「きらめきビオトープ」の整備

水田を活用した学校ビオトープを整備し、環境学習の生きた教材として利用しています。この取り組みを通じて、自然を守り育てる体験を提供し、次世代環境市民の育成を図っています。



かんきょう市民大学での講座



環境井戸端会議での意見交換



ビオトープ内の田んぼの稲刈り



生き物観察会

#### 4. 鯖江市環境教育支援センター広報誌の発行

市民に広く環境関連情報を発信・提供するため、鯖江市環境教育支援センター広報誌（エコネットさばえ通信）を定期的に発行しています。



広報誌エコネットさばえ通信



環境リーダー養成講座（ごみの活用）

## 5. 環境リーダーの養成

環境教育指導の手法を学び、環境に関するスキルアップに資する講座を開催し、地域職場等における環境リーダーを養成しています。

## 6. 環境アドバイザーの派遣

市民・市民団体・事業者が環境保全活動を行う際、技術的問題や知識、ノウハウの不足などが支障となる場合があります。

そうした問題の解決に向けて、学識経験者やコンサルタントなど、専門的な知識や技術を有する人材を環境アドバイザーとして登録し、要請に応じて派遣することで活動を支援します。

## 第5章 資料（環境に関するアンケート）

### 1. アンケートの概要

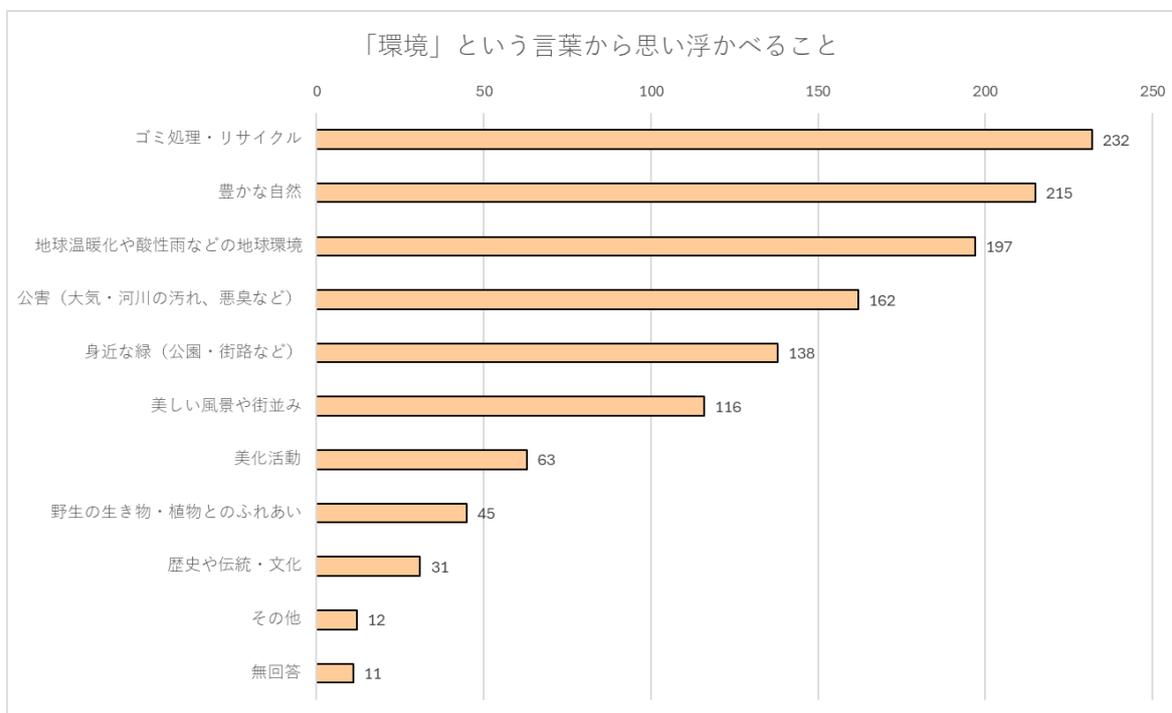
市民の意見を本計画に反映させるため、令和7年8～9月に環境に関するアンケートを実施しました。

調査対象	調査対象数	回答数	概要
市民	1,000 通	418 通	無作為抽出し郵送 紙または Web にて回答
小学生	550 通	550 通	環境講座対象者へ調査

### 2. アンケートの結果

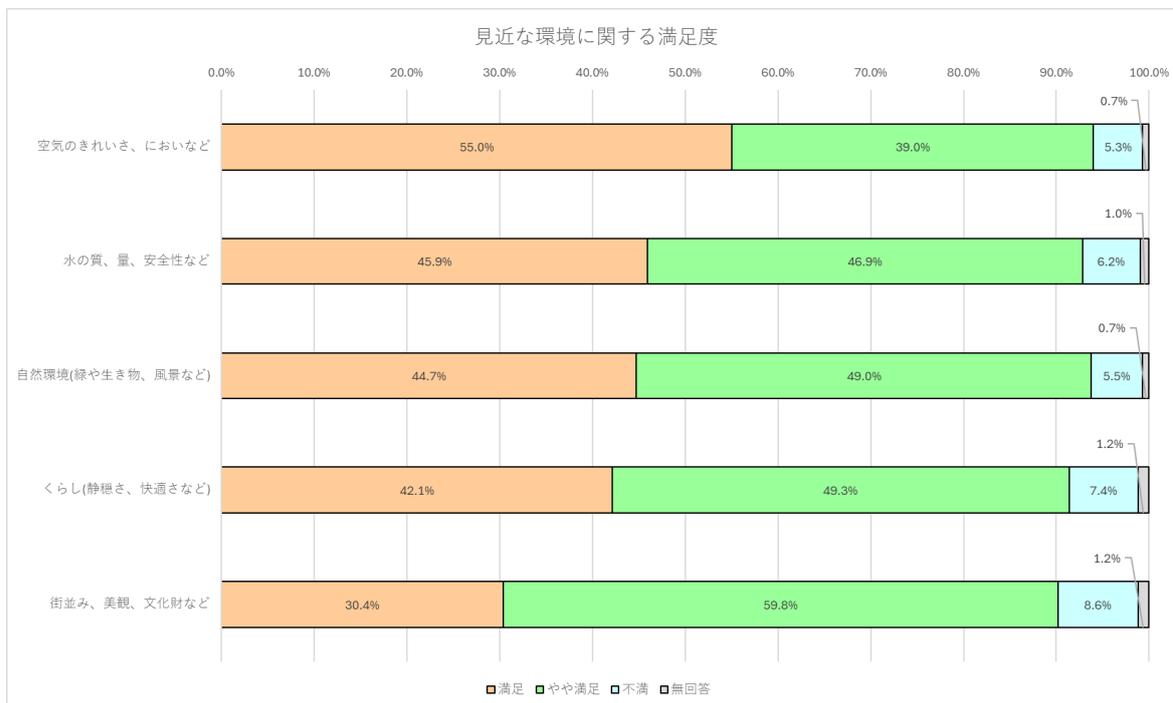
#### (1) 市民全体向けアンケート

##### ① 「環境」という言葉から思い浮かべることについて（複数回答）

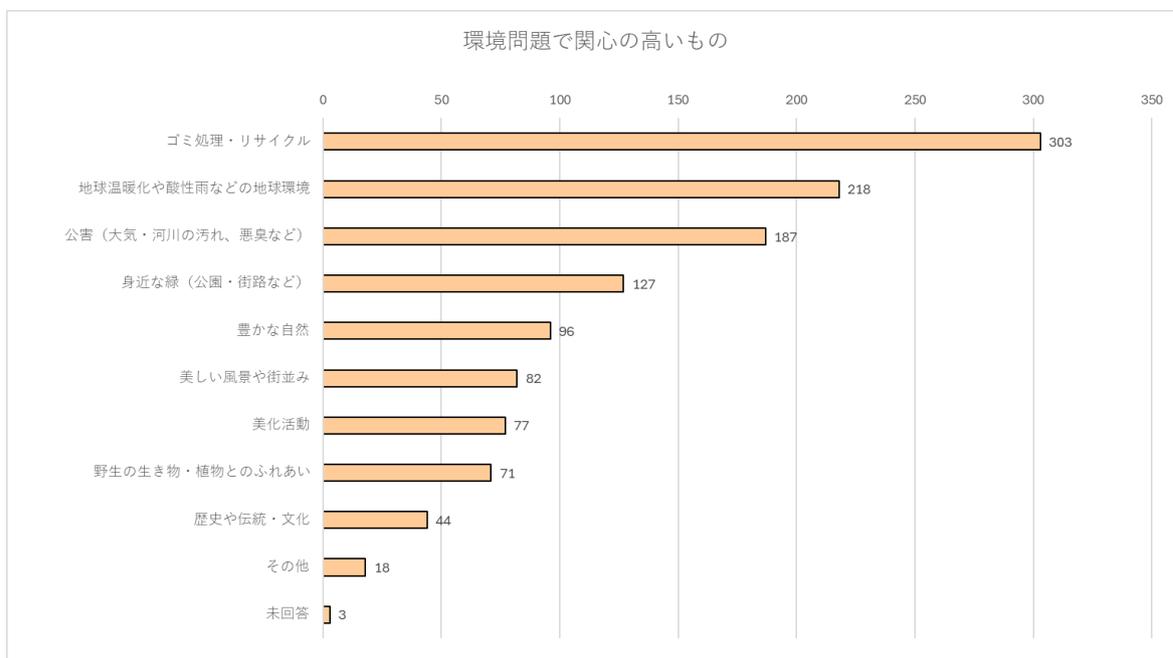


※端数処理の都合により構成比の合計は必ずしも100%とはなりません。

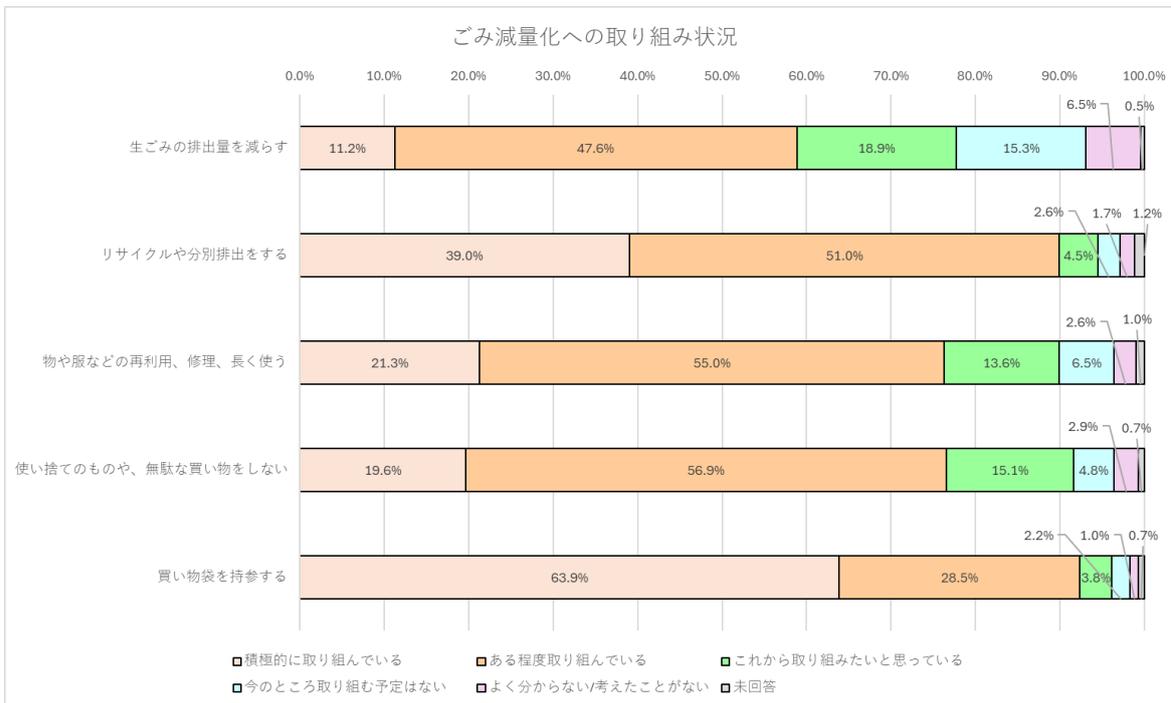
## ② 身近な環境に関する満足度について



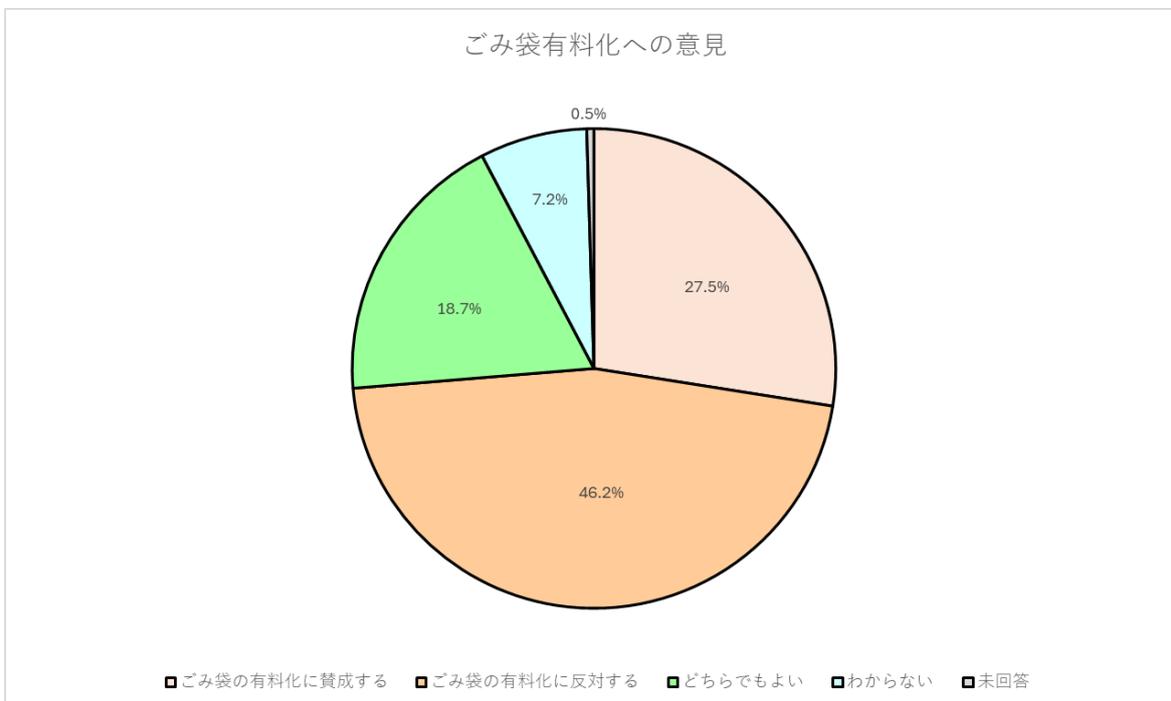
## ③ 環境問題で関心の高いものについて（複数回答）



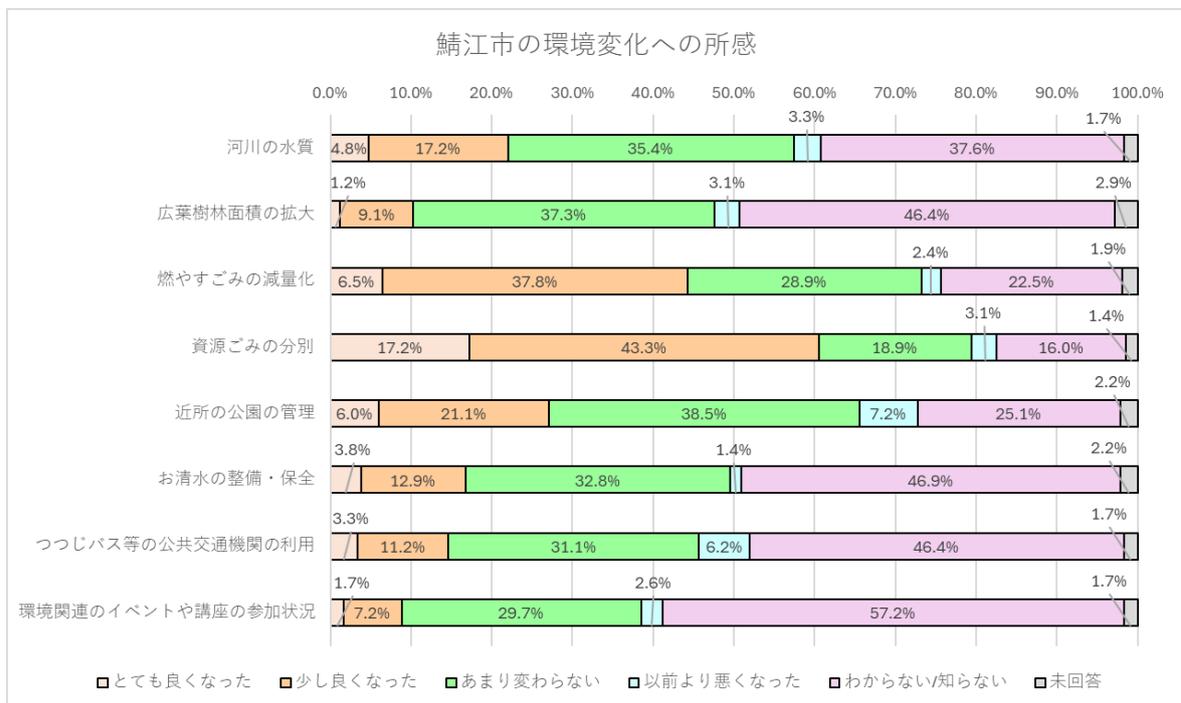
#### ④ ごみ減量化への取り組み状況について



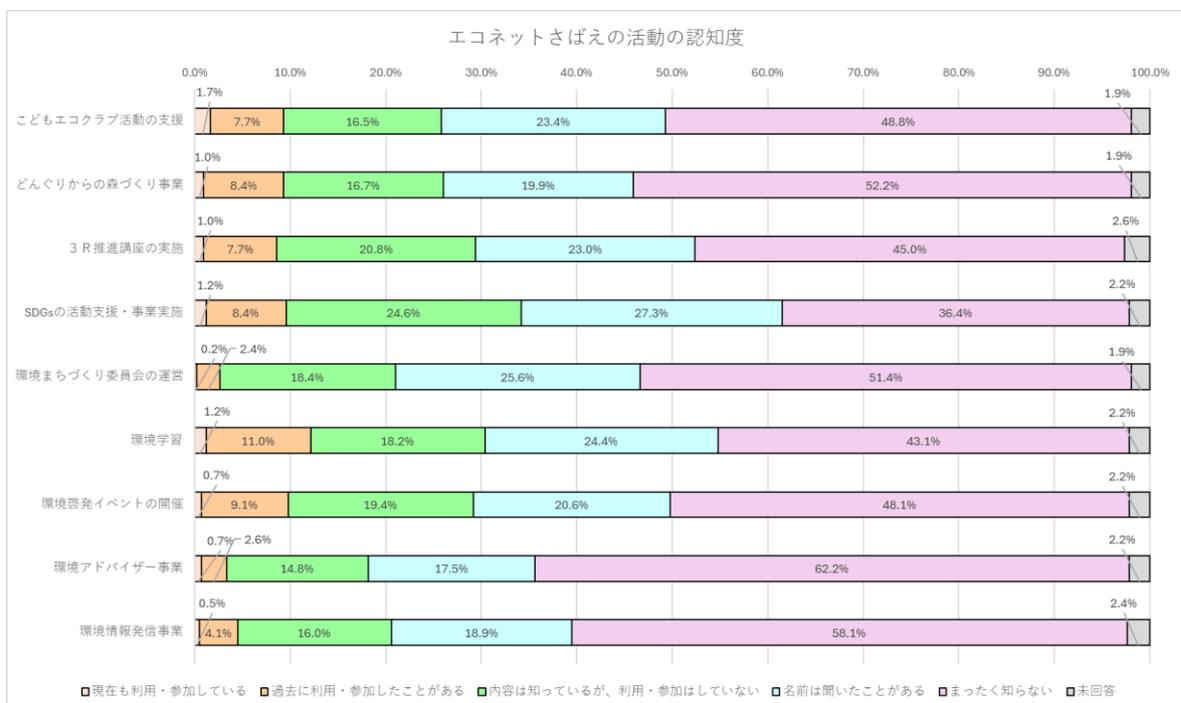
#### ⑤ ごみ袋有料化への意見について



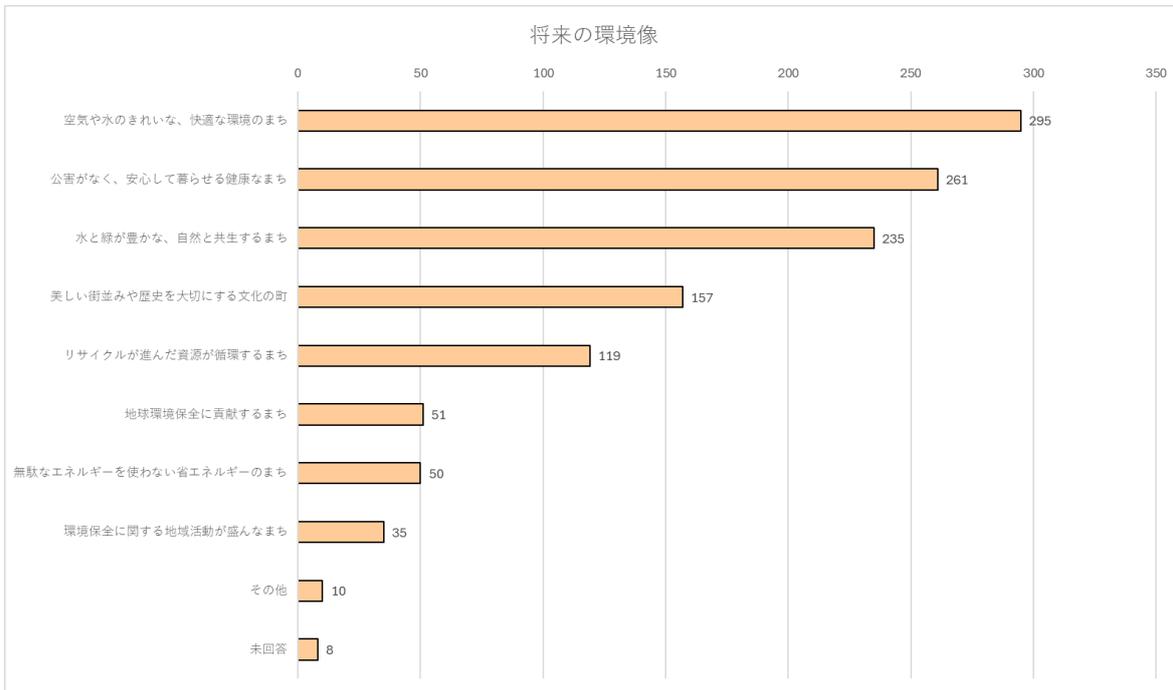
## ⑥ 鯖江市の環境変化への所感について



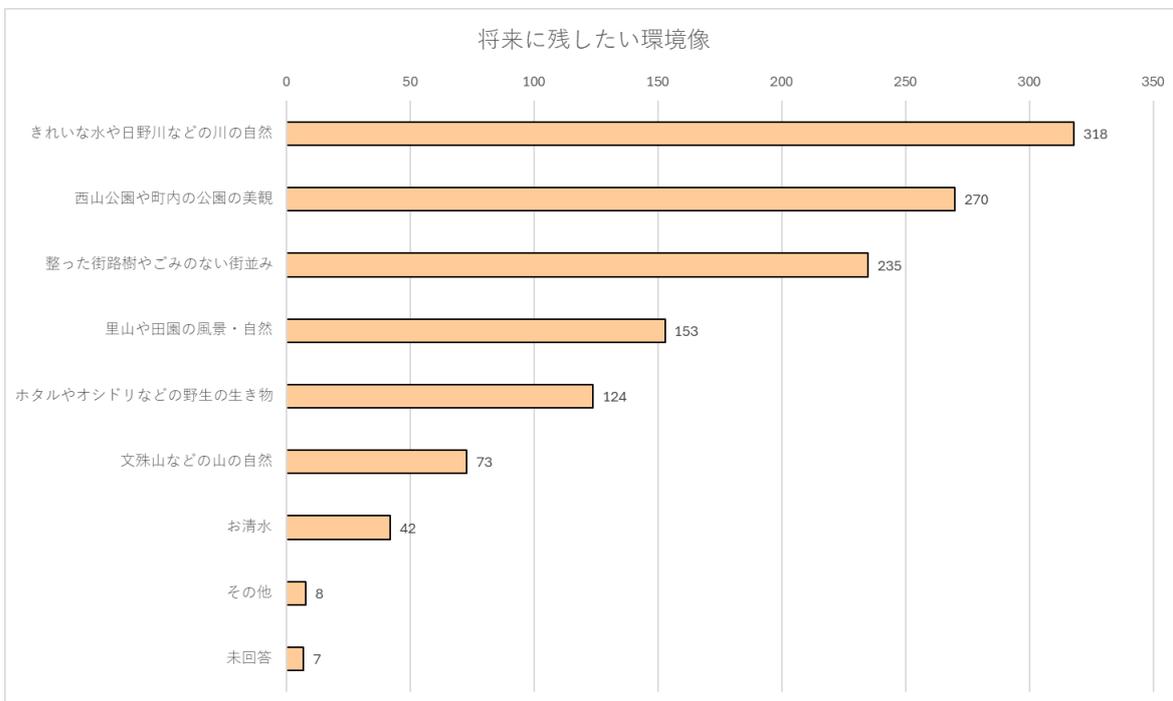
## ⑦ エコネットさばえの活動の認知度について



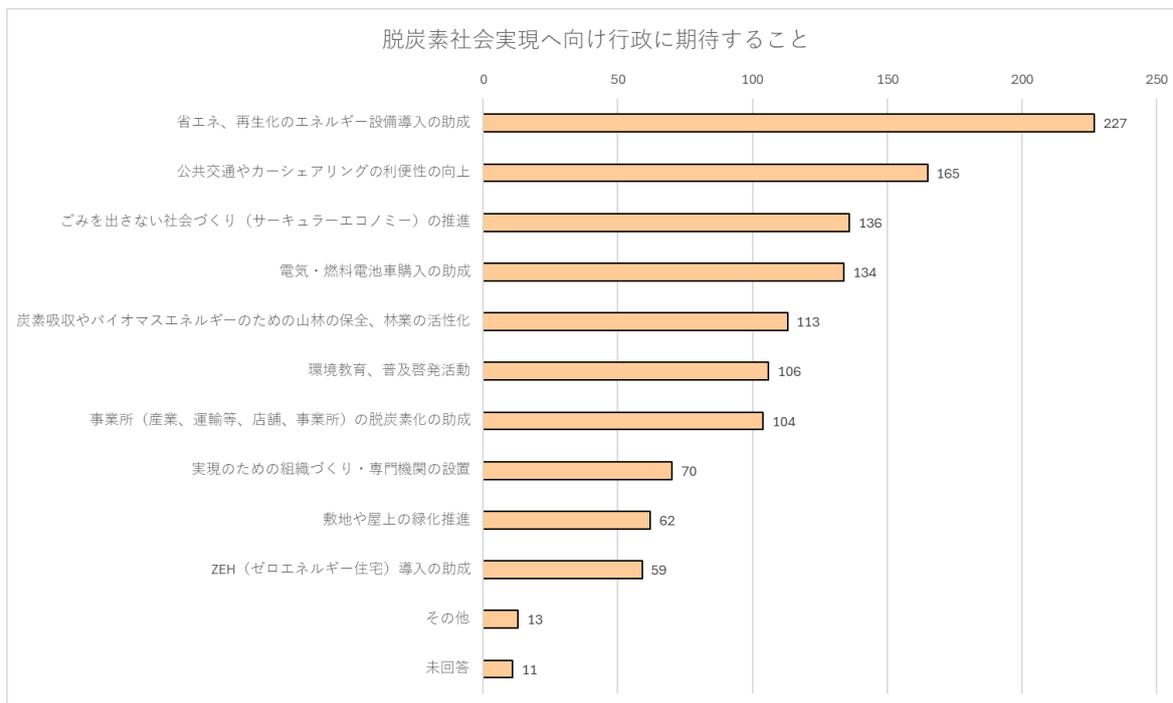
⑧ 将来の環境像について（複数回答）



⑨ 将来に残したい環境像について（複数回答）

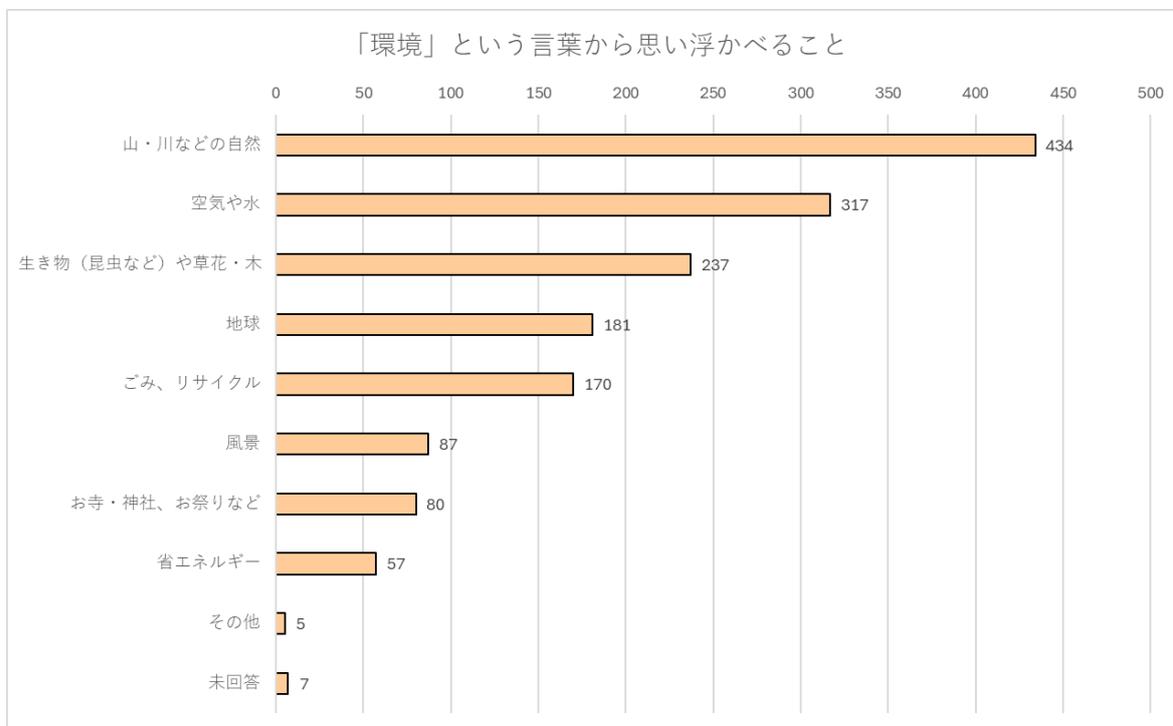


⑩ 脱炭素社会実現へ向け行政に期待することについて（複数回答）

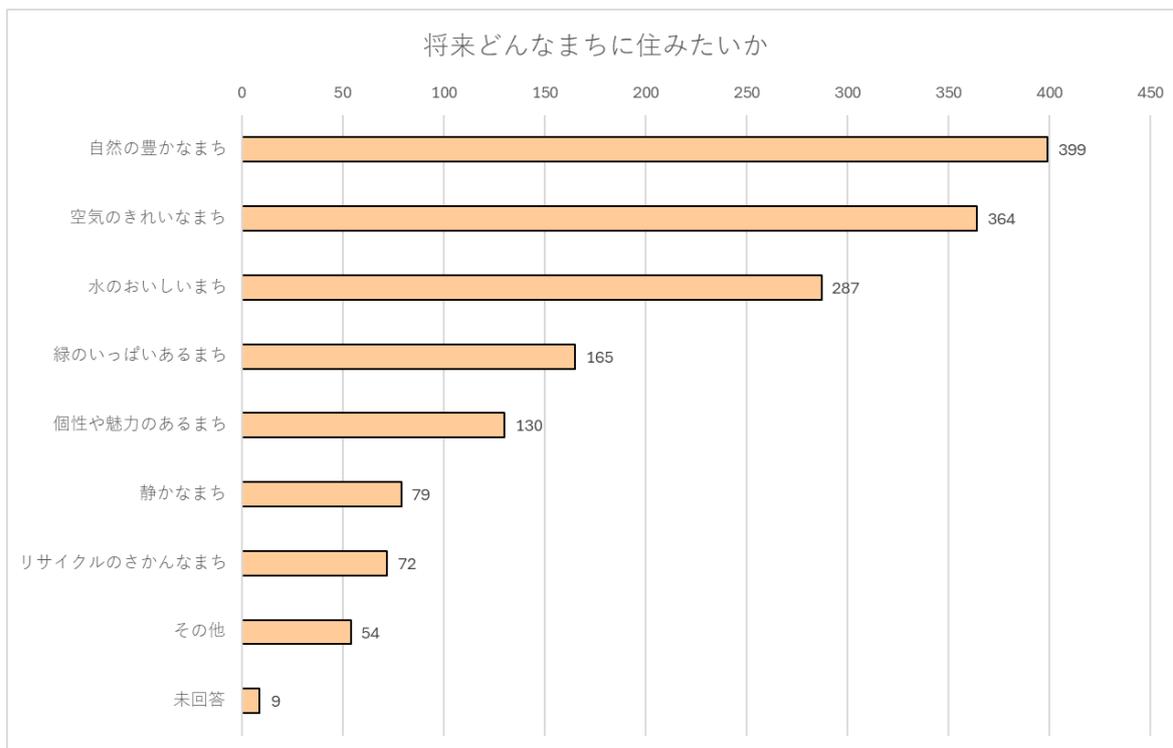


## (2) 小学生向けアンケート

### ① 「環境」という言葉から思い浮かべることについて（複数回答）



### ② 将来どんなまちに住みたいかについて（複数回答）





# ○鯖江市環境基本条例

平成9年9月29日

条例第11号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全に関する施策の策定に係る基本方針（第7条・第8条）

第3章 環境の保全に関する基本的施策（第9条～第13条）

第4章 環境の保全を推進するための施策（第14条～第19条）

### 附則

豊かな自然に恵まれたわたしたちのふるさと鯖江の環境は、祖先たちが王山古墳の昔から大切に守り育ててきたものである。

しかしながら、社会経済が急速に発展し、生活の利便性が高まる一方で、限りある資源やエネルギーが大量に消費されたために、地球全体の環境にまで大きな影響を及ぼすようになってきた。

良好な環境を享受する権利は、もとより市民に等しく与えられているものであるが、将来にわたって恵み豊かな環境を維持し、次の世代に引き継ぐためには、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、自然の生態系の保護に配慮しながら、環境の保全に努める必要がある。

わたしたちは、自らの積極的な行動により、地域の特性を生かした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の形成を目標に豊かな自然に恵まれた環境を保全し、さらにより良い環境づくりをめざして、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によつて、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く市民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、国および他の地方公共団体と協力して、これを行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な

措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する施策の策定に係る基本方針

(施策の策定に係る基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 人と自然の豊かなふれあいが確保されるよう、身近な水や緑の形成、優れた景

観等の保全、歴史的文化的資源の活用等による地域の個性を生かした潤いと安らぎのある文化的な環境の形成等が図られること。

(4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(市の施策の策定等に当たつての配慮)

第8条 市は、市の講ずる施策の策定および実施に当たつては、環境の保全について配慮しなければならない。

### 第3章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ鯖江市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成等)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、その原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、人の健康または生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、調査体制の整備)

第12条 市は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(助言、助成等)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行うものが、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 環境の保全を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、下水道の処理施設、廃棄物の処理または再資源化施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育および学習の推進)

第16条 市は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、事業者および市民が環境の保全についての理解を深めるとともに事業者および市民による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体

等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再資源化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に定める環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、市、事業者および市民がその行政活動、事業活動および市民生活において、地球環境保全の向上に資するよう行動するための取組に関する指針を定め、その普及および啓発等の施策を推進するように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。